農林水産業・地域の活力創造プラン

平成25年12月10日決定 平成26年6月24日改訂 平成28年11月29日改訂 平成29年12月8日改訂 平成30年6月1日改訂 平成30年11月27日改訂

農林水産業・地域の活力創造本部

目 次

Ι		は	じ	め	に	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
П		基	本	的	考	え	方				•										•										•	4
Ш		政	策	の	展	開	方	向	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•		6
	1		国	内	外	の	需	要	を	取	IJ	込	む	た	め	の	輸	出	促	進		地	産	地	消	•	食	育				
		等	の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	2		6	次	産	業	化	等	の	推	進	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	7
	3		農	地	中	間	管	理	機	構	の	活	用	等	に	ょ	る	農	業	構	造	の	改	革	لح	生	産	コ				
		ス	٠,	の	削	減	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•		8
	4		経	営	所	得	安	定	対	策	の	見	直	し	及	び	日	本	型	直	接	支	払	制	度	の	創	設	•	•	•	9
	5		農	業	の	成	長	産	業	化	に	向	け	た	農	協	•	農	業	委	員	会	等	1=	関	す	る	改				
		革	の	推	進	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		10
	6		更	な	る	農	業	の	競	争	力	強	化	の	た	め	の	改	革	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		12
	7		人		減	少	社	会	に	お	け	る	農	山	漁	村	の	活	性	化		•	•	•	•		•		•			13
	8		林	業	の	成	長	産	業	化	ع	森	林	資	源	の	適	切	な	管	理	•			•		•		•			14
	9		水	産	資	源	の	適	切	な	管	理	لح	水	産	業	の	成	長	産	業	化			•		•		•			15
	10).	東	日	本	大	震	災	か	ら	の	復	旧	•	復	興	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
IV	-	政	策	の	実	行	ځ	フ	才			ア	ツ	プ	•		•	•						•							•	18
V		具	.体	的	施	策																										19

|I はじめに |

我が国の農林水産業・農山漁村の現場を取り巻く状況は厳しさを増している。農業生産額が大きく減少する中で、基幹的農業従事者の平均年齢は、現在、66歳となっている。耕作放棄地は、この20年間で2倍に増え、今や滋賀県全体と同じ規模になっている。

これを克服し、本来の活力を取り戻すことは待ったなしの課題である。

こうした課題の解決に向けては、政府一体となった包括的な検討が必要であることから、農林水産業を産業として強くしていく政策(産業政策)と、国土保全といった多面的機能を発揮するための政策(地域政策)を車の両輪として、関係府省が連携し、内閣をあげて取り組むとの方針の下、幅広い政策分野にわたって必要となる施策を検討することを目的として、農林水産業・地域の活力創造本部を設置した。

当本部では、若者たちが希望の持てる「強い農林水産業」、「美しく活力 ある農山漁村」を創り上げ、その成果を国民全体で実感できるものとするた め、以下の3点を基本として検討することとした。

- 1 農山漁村の有するポテンシャル(潜在力)を十分に引き出すことにより、 農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指し、我が国全 体の成長に結びつけるとともに美しく伝統ある農山漁村を将来にわたって 継承していくこと。
- 2 消費者の視点を大切にし、農林水産業者が経営マインド(経営感覚)を 持って生産コストを削減し収益の向上に取り組む環境を創り上げること。
- 3 チャレンジする人を後押しするよう、規制や補助金などの現行の施策を 総点検し、農業の自立を促進するものへと政策を抜本的に再構築すること。

本プランは、その検討の成果を我が国の農林水産業・地域の活力創造に向けた政策改革のグランドデザインとしてとりまとめたものである。

(決定・改訂の経緯)

- 平成25年12月、プランとりまとめ。
- 平成26年6月、規制改革会議及び産業競争力会議における議論を踏まえた検討の結果を追加して改訂。
- ・ 平成28年11月、一層の農業の成長産業化に向けた改革に関する検討の結果を追加して改訂。
- ・ 平成29年12月、農業・林業・水産業の更なる成長産業化に向けた改革に 関する検討の結果を追加して改訂。
- 平成30年6月、水産政策改革に関する検討の結果を追加して改訂。
- ・ 平成30年11月、農業・林業の更なる成長産業化に向けた改革に関する検 討の結果を追加して改訂。

Ⅱ 基本的考え方

我が国の農林水産業・農山漁村は、国民に食料を安定的に供給するとともに地域の経済を支えており、持続性に優れた生産装置である水田、世界に評価される和食、美しい農山漁村風景、世界有数の森林・海洋資源などすばらしい潜在力を有している。また、我が国の農林水産業の生産額は、世界で10指に入っており、まさに世界的レベルの産業と言っても過言ではない。

世界の食市場の拡大、高齢化等に伴う新たな国内ニーズ、平成の農地改革による多様な主体の農業への参入など、農山漁村には新たな風が吹きつつあることから、これらの機会をとらまえ、その潜在力を活かし、次のような施策を大胆に展開していく。

経営感覚を持ち自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応する「チャレンジする農林水産業経営者」が活躍できる環境を整備し、その潜在力を発揮させることによって、ICT等も活用し、6次産業化や輸出促進をはじめ、付加価値を高める新商品の開発や国内外の市場における需要開拓などを進める。併せて、農地の集約化等による生産コスト・流通コストの低減等を通じた所得の増加を進め、農林水産業の自立を図る観点から現行施策を見直す。これらを一体として進めることにより、農林水産業の産業としての競争力を強化する。

また、「強い農林水産業」とともに「美しく活力ある農山漁村」を実現するため、農林水産業と地域の活性化を表裏一体で進めていくことは重要であり、美しい棚田などの良好な景観を形成している農村が、構造改革が進む中でも多面的機能を維持・発揮できるようにする取組を進めるとともに、森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の有する潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。

これらの産業政策と地域政策を車の両輪として、農業・農村全体の所得を 今後10年間で倍増させることを目指し、①国内外の需要(需要フロンティア) の拡大、②需要と供給をつなぐ付加価値向上のための連鎖(バリューチェー ン)の構築など収入増大の取組を推進するとともに、農地中間管理機構を通じた農地の集約化などの生産コストの削減の取組や、経営所得安定対策と米の生産調整の見直しなどの③生産現場の強化、併せて、高齢化が進む農村を、構造改革を後押ししつつ将来世代に継承するための④農村の多面的機能の維持・発揮を図る取組を進める。この4つの柱を軸に政策を再構築し、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げる。これが第2次安倍内閣の農林水産行政の方針である。

その成果を国民全体で実感できるものとすべく、農林水産業の成長産業化を我が国全体の成長に結びつけるとともに、食料自給率・自給力の維持向上を図ることにより国民の食を守り、美しく伝統ある農山漁村を将来にわたって継承していく。

Ⅲ 政策の展開方向

1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進

世界の食市場は、アジアを中心に、今後10年間で340兆円から680兆円に 倍増すると見込まれる。「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録された ことも契機として、内外の食市場を積極的に取り込み、所得の向上に結び つけるため、国内外において日本食・食文化への理解をより確固なものと し、日本の農林水産物・食品の強みを生かせる市場を国内外に創造する。

このため、「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ)(別紙4)に基づき、農林漁業者や食品事業者のチャレンジや創意工夫が一層引き出され、意欲的な取り組みが行われるよう、各般の施策を推進する。

また、国内需要についても、少子・高齢化やライフスタイルの変化等により国内マーケットの構造が変化していることから、消費者の視点を重視し、介護食品の開発・普及、薬用作物や加工・業務用野菜等の生産、地産地消、食育等を通じた新規需要の掘り起こしを行う。

これらの取組の前提として、食品の安全性向上と食料の安定供給からなる「食の安全」と、正確な情報伝達による「食品に対する消費者の信頼」 を確保するための取組を推進する。特に、外食のメニュー表示を含む表示 適正化に向け、政府一丸となって適切な対策を講じる。

<目標>

- O 2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増大させ、 その実績を基に、新たに2030年に5兆円の実現を目指す目標を掲 げ、具体策を検討
- 〇 学校給食での国産農林水産物の使用割合を2020年度までに80%に 向上
- 今後10年間で加工・業務用野菜の出荷量を5割増加

<展開する施策>

- ① 農林水産物・食品の輸出促進
- ② 国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国

内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産 ・開発・普及

③ 国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保

2. 6次産業化等の推進

農林漁業の成長産業化のためには、市場を意識し、消費者の需要に応じて農林水産物を生産・供給するとの発想(マーケットインの発想)による、需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築が不可欠である。

このため、農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)の積極的な活用等により、農林漁業者主導の取組に加え、企業のアイディア・ノウハウも活用した多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化を推進するとともに、女性や若者を含めた多様な人材を活用し、農商工連携や医福食農連携等の6次産業化や地理的表示保護制度の導入等による農林水産物・食品のブランド化を進めることにより、農林水産物の付加価値向上を図る。また、農山漁村における地域資源を活用した再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化を図るとともに、自立的で持続可能な分散型エネルギーシステムを構築する。

さらに、異業種連携による他業種に蓄積された技術・知見の活用、ロボット技術やICTを活用したスマート農業の推進、新たな品種や技術の開発・普及、知的財産の総合的な活用、生産・流通システムの高度化等により、農業にイノベーションを起こす。

このほか、市場ニーズに的確に対応したマーケットインの発想等により、 構造改革の先駆者である畜産・酪農分野を更に強化する。

これにより、農山漁村の有する潜在力を引き出し、新たな所得と雇用を生み出す。

<目標>

- 2020年までに6次産業化の市場規模を10兆円に増加
- O 2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を 実践
- 〇 次世代施設園芸拠点整備地区において化石燃料使用を5年間で3 割削減

- 2016年度までに新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出
- 〇 地域の資源と資金を活用し、雇用の創出や農山漁村等の活性化に つながる10,000程度のプロジェクトを立ち上げ
- 〇 再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業 の発展を図る取組を2018年度に全国100地区で実現
- 〇 2018年までに約100地区でバイオマス産業都市を構築
- 酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件に倍増

<展開する施策>

- ① 農林漁業成長産業化ファンド (A-FIVE)出資案件の形成促進
- ② 農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度 の導入、異分野融合研究の推進
- ③ スマート農業の推進
- ④ 新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用
- ⑤ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る 取組の拡大・深化
- ⑥ 食品ロス削減の推進
- ⑦ 企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、 6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の 創意工夫に応える環境整備

3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減

農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、農業の構造 改革を加速化することが必要である。

このため、都道府県ごとに農地中間管理機構を整備し、地域内に分散・ 錯綜する農地を整理して、担い手ごとの集積・集約化を推進する。

併せて、経済界の知識や知見も活用しながら、新しい発想で、生産性の向上や農業につながる取組を進めるとともに、農業の自立を促進する施策への転換によりチャレンジする人を後押しすることによって、多様な担い手の育成・確保を図り、経営感覚豊かな農業経営体が大宗を占める強い農業を実現する。その際、女性農業経営者の能力の積極的な活用を図る。

これにより、農業構造の改革と生産コストの削減を図る。

<目標>

- O 2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業 構造の確立
- 2023年までに、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い 手の米の生産コストを2011年全国平均比4割削減
- 〇 新規就農し定着する農業者を倍増し、2023年に40代以下の農業従 事者を40万人に拡大
- 2023年までに、法人経営体数を5万法人に増加

<展開する施策>

- ① 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄 地の発生防止・解消等
- ② 多様な担い手の育成・確保(法人経営、大規模家族経営、集落営 農、新規就農、企業の農業参入)
- ③ 女性農業経営者の能力の積極的な活用(農業女子プロジェクト、 ビジネス発展支援等)
- ④ 高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等
- ⑤ 経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・ 品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等

4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設

経営所得安定対策の見直し、日本型直接支払制度の創設、麦・大豆・飼料用米等の戦略作物の本作化による水田のフル活用及び米の生産調整の見直しを含む米政策の改革の各改革を着実に進める。これにより、構造改革に逆行する施策を一掃しつつ、政策を総動員することで経営感覚あふれる農業経営体の育成と、これらの農業経営体が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境の整備を図り、農業の構造改革を進め成長産業とするとともに、農業・農村の多面的機能の維持・発揮、食料自給率・自給力の維持向上と食料安全保障の確立を図る。

また、毎年の施策の推進に当たっては、今回の改革の成果が着実に上がるよう、不断の見直しを行う。

: 〈展開する施策〉

「制度設計の全体像」(平成25年11月26日農林水産業・地域の活力 創造本部決定)(別紙1)参照

5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進

「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」(別紙2)も踏まえて、以下の措置を講じる。

(1)農協改革

単位農協は、農産物の有利販売と生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行う必要がある。

このため、単位農協が、

- 「農産物の買取販売」を数値目標を定めて段階的に拡大するなど、 適切なリスクを取りながらリターンを大きくすることを目指す。
- 生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して、 最も有利なところから調達する。
- ・ 農林中金・信連・全共連の協力を得て、単位農協の経営における金融事業の負担やリスクを極力軽くし、人的資源等を経済事業にシフトできるようにする。
- ・ 単位農協の理事については、その過半は、認定農業者、農産物販売 や経営のプロとする。女性・青年の登用を積極的に進める。

また、各単位農協が、自立した経済主体として、それぞれの創意工夫で積極的に事業運営を行い、優良事例を横展開していく必要があり、連合会・中央会は、こうした各単位農協の自由な経営を制約しないよう十分留意する。

加えて、単位農協の事業の対象者(担い手農業者・兼業農家・地域住民)が複雑化する中で、それぞれのニーズに応じて事業を適切に運営する観点から、必要な場合には、JAの組織分割や、組織の一部の株式会社・生活協同組合等への転換ができるようにする。

連合会・中央会は、単位農協を適切にサポートする観点で、その在り 方を見直す。

全農・経済連は、経済界との連携を、連携先と対等の組織体制の下で、 迅速かつ自由に行えるよう、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をか けるなどの工夫が必要)に転換することを可能とする。 なお、農林中金・信連・全共連についても、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要) に転換することを可能とする方向で検討する。

また、農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化を踏まえて、 適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行 する。

5年間を農協改革集中推進期間とし、自己改革を実行するよう、強く 要請する。

(2)農業委員会の改革

市町村の独立行政委員会である農業委員会について、その主たる使命である、農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)をより良く果たせるようにするため、制度を見直す。

具体的には、農業委員の選出方法について、適切な人物が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため、選挙制度を廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。その際、事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。これに伴い、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止する。

農業委員の過半は認定農業者の中から選任し、また、利害関係がなく 公正に判断できる者を必ず入れることとする。女性・青年の登用を積極 的に進める。

また、農業委員のほかに、農業委員会の指揮の下で、各地域における 農地利用の最適化や担い手の育成・発展の支援を推進する「農地利用最 適化推進委員(仮称)」を置くこととし、事前に地域からの推薦・公募 等を行った上で、農業委員会が選任する。

都道府県農業会議、全国農業会議所については、農業委員会ネットワークとして、農業委員会の業務をサポートする組織に見直す。

農地転用については、優良農地の確保を基本としつつ、植物工場、販売加工施設等の農業の6次産業化・成長産業化に資するものについて、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。

(3)農業生産法人要件の見直し

農業生産法人要件をみたしている法人が6次産業化等を図り経営を発展させようとする場合の障害を取り除くなどの観点から、見直しを行うこととする。

具体的には、

- ・ 役員の農作業従事要件については、役員等の1人以上が従事すればよいこととする。
- ・ 構成員要件については、農業者以外の者の議決権は2分の1未満までよいこととする。

更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し(法附則に規定)に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討する。

所有方式による企業の農業参入の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な原状回復手法(国の没収等)の確立を図ることを前提に検討するものとする。

<展開する施策>

農協・農業委員会等に関する改革の推進について(別紙2)参照

6. 更なる農業の競争力強化のための改革

農業者の所得向上を図るためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要である。このため、生産資材価格の引下げや、農産物の流通・加工構造の改革をはじめとして、土地改良制度の見直し、全ての加工食品への原料原産地表示の導入等、生産から流通・加工、消費まであらゆる面での構造改革を進め、更なる農業の競争力強化を実現する。

<展開する施策>

「農業競争力強化プログラム」(別紙6)参照

- ① 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し
- ② 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
- ③ 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備
- ④ 戦略的輸出体制の整備

- ⑤ 全ての加工食品への原料原産地表示の導入
- ⑥ チェックオフ導入の検討
- ⑦ 収入保険制度の導入
- ⑧ 真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し
- ⑨ 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み
- ⑩ 飼料用米を推進するための取組
- ① 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策
- ① 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策
- ③ 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革

7. 人口減少社会における農山漁村の活性化

高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村においては、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。農山漁村は、農業生産活動が行われる場であると同時に、日常生活が営まれる場でもあり、地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を発掘するとともに、地域の共同活動を支援し、地域全体で担い手を支えることにより、農林水産業の振興と地域の活性化を表裏一体で進めていく必要がある。

このため、「食」や福祉、教育、観光、まちづくり、環境等の分野において「交流」を軸に関係各府省が連携して農山漁村の再生に取り組むとともに、基幹集落への機能集約と集落間のネットワーク化の推進等により生活条件等の定住環境を確保し、地域コミュニティを活性化する。

また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産業の振興や6次産業化等の推進によって、農山漁村への就業を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の活性化が図られる。

特に、教育や観光・福祉等の分野における様々な局面で都市住民が農山漁村と触れ合う機会を創出するとともに、女性・高齢者の活躍の場を増やす。とりわけ中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。

併せて、地域活性化等に取り組んでいる優良事例を選定し全国へ発信することを通じて他地域への横展開を図る。

さらに、今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入れも含めた農山漁村への旅行者の大幅拡大を図るため、観光地域づくりの舵取り役を担う法人であるDMOや中間支援組織と連携し、農山漁村に賦存する資源を活用した観光コンテンツの創出、ビジネスとして実施できる体制の整備を図

る。

このほか、野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応するため、関係 府省が連携して対策を推進する。特に野生鳥獣のジビエ利用は農山村の所 得の向上と地域の活性化に大きな可能性を秘めており、ビジネスとして持 続できるよう、安全で良質なジビエの安定供給、需要拡大等に取り組む。

これらにより、我が国固有の歴史・文化・伝統・自然を育んできた美しい農山漁村を次世代に継承する。

<目標>

- 〇 関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
- 持続的なビジネスとして実施できる農泊地区を500地区創設
- 2018年度にジビエ利用のモデルとなる地区を12か所程度整備し、 2019年度にジビエ利用量を倍増

<展開する施策>

- ① 農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ 活性化の推進
- ② 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり
- ③ 優良事例の横展開・ネットワーク化
- ④ 消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興
- ⑤ 歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化
- ⑥ 持続的なビジネスとしての「農泊」によるインバウンド需要の取り込み
- ⑦ 鳥獣被害対策とジビエ利活用の推進

8. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進について」(別紙7)に基づき、以下の措置を講ずる。

市町村が経営意欲を失っている森林所有者から森林の経営・管理の委託を受け、意欲と能力ある林業経営者(森林組合、素材生産業者、自伐林家等)に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を行うとともに、再

委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う新たな森林管理システムを構築する。その際、生産性の高い森林については、新システムを構築した地域を中心として路網整備等の重点化を図る。

・ 川上から川下までのサプライチェーンを繋ぎ、コスト削減を進めつつ、マーケットインの発想で高付加価値な木材を供給する体制を実現する。また、新たな木材需要の創出を図るほか、森林の整備・保全等を通じた森林吸収源対策を推進するとともに、多面的機能の維持・向上により、美しく伝統ある山村を次世代に継承する。

<目標>

- 〇 国産材の供給量を2025年までに4,000万㎡に増加(2009年:1,800 万㎡)
- 2013年度から2020年度までの間に、毎年52万haの間伐等を実施
- 〇 CLT(直交集成板)について2024年度までに年間50万㎡程度の 生産体制を構築
- 〇 2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値 生産額を倍増(2015年: 2,500億円)

<展開する施策>

- ① 新たな森林管理システムの構築と木材の生産流通構造改革等
- ② CLT等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップ
- ③ 木質バイオマスの利用促進等による新たな木材需要の創出
- ④ 適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止な ど森林の多面的機能の維持・向上

9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

水産業の成長産業化を実現し、漁業者の所得・経営力の向上を図るために、浜ごとの特性・資源状況を踏まえつつ、浜の活性化や資源管理に取り組む。

また、生産から加工・流通、販売・輸出の各段階における取組の強化により水産業の出口戦略(マーケットイン)を展開し、世界人口の増加等による水産物需要の増大を背景に、消費・輸出の拡大を図るとともに、収益性の高い持続可能な漁業・養殖業を展開し、活力ある水産業・漁村を実現

する。

さらに、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就労構造を確立することを目指して、「水産政策の改革について」(別紙8)に即して改革を進める。このため、漁業法等の改正をはじめ、必要な法制度の整備を速やかに進めるとともに、これらの改革を後押しするため、所要の施策を確実に推進する。これによって、かつては世界一を誇った日本の水産業を復活させる。

く目標>

- 〇 2022年までに魚介類生産量(食用)を449万トン(2005年度水準) に向上(2012年:376万トン)
- 2019年までに国産水産物輸出額を3,500億円に増大(2012年: 1,700億円)
- 2022年までに魚介類消費量を29.5kg/人年(2010年度水準)に向上 (2012年: 28.4kg/人年)

<展開する施策>

- ① 水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進
- ② マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の 各段階の取組の強化による消費・輸出拡大
- ③ 浜と食卓の結びつきの強化
- ④ 水産政策改革の更なる推進

10. 東日本大震災からの復旧・復興

東日本大震災による被害を受けた東北を新たな食料供給基地として再生するとともに、創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげる。 需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築、生産現場の強化等を実現するため、本プランや成長戦略等に記載された各種施策についても、東北地方において積極的に取り組んでいく。

被災地以外においても、各地域が置かれた現状と課題を認識しながら、 東北地方における取組で得られた知識・知見を積極的に共有していく。

<目標>

- 〇 津波被災農地について、被害が甚大な農地等の復旧や被災地の要望に応じた農地の大区画化を推進
- 〇 漁港施設については、2018年度までに復旧完了を、海岸保全施設 については、2020年度までに復旧・復興の完了を目指す
- 〇 海岸防災林については、植栽までの全体の復旧を2020年度までに 完了することを目指す
- O 創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげる

<展開する施策>

- ① 復興交付金等を活用した施策の推進
- ② 「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく 各省の施策について東北での重点的な展開の推進
- ③ 風評被害対策や産業復興の推進のためのタスクフォースの下、被災地産食品の信頼回復を図る

Ⅳ 政策の実行とフォローアップ

今後、政府は一体となって本プランに基づき農林水産政策の改革を着実に実行するものとする。

本プランで示した農林水産政策については、当本部において農地中間管理機構の運用状況を評価するなど、政府としてその進捗状況を的確にフォローアップしつつ、現場で実効あるものとなるよう地域の視点に立って、中長期的に計画的な農業経営の展開が可能となるよう制度の安定性に配慮しながら、必要な見直しを進めていくこととする。

なお、『「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革 事項について』(別紙3)に掲げる所管省庁は、それぞれに記載する措置 を着実に実施する。

V 具体的施策

1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進

① 農林水産物・食品の輸出促進 平成28年5月にとりまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」(別 紙4)等に基づき、以下の取組を着実に実践していく

(市場を知る、市場を耕す)

- ・ 情報をオールジャパンで一元的に集約・提供すること等により、現地 のニーズを継続して把握し、情報をまとめて提供
- ・ 海外の消費者等に対して日本産品の品質や特色を担保する制度の創設 を検討すること等により、プロモーションを統一的、戦略的に実施
- ・ 日本ブランドを確立するため、日本食品海外プロモーションセンター (JF00D0) において、ターゲットを明確にした戦略的な日本産品のマー ケティングを継続・強化
- ・ トップセールスや大型イベントの機会を活用するとともに、著名シェフ等の「インフルエンサー」を活用、ソムリエなど日本酒の専門的知識を持つ人材を育成すること等により、多様な方法でプロモーションを実施
- ・ 日本食や食文化等を発信する機能を持つ施設の設置・運営を推進する こと等により、日本文化・食文化と一体となった売り込みを実施
- ・ 外国人旅行者に農山漁村や日本食・食文化を体験してもらう取組等を 拡大し、海外へ発信すること等により、インバウンドを輸出に結びつけ

(農林漁業者や食品事業者を、海外につなぐ)

- ・ JETROと農林水産省の相談体制を強化するとともに、JETRO専門家 (輸出プロモーター等) や 6 次産業化プランナーにより支援すること等により、輸出に係る相談体制を構築
- ・ 海外バイヤーを国内の卸売市場や産地等に招聘しつつ商談会を開催すること等により、農林漁業者や食品事業者と貿易のプロを結びつけ
- ・ 海外に産直市場を設置し、生産者が直接輸出する取組を推進、ネット を用いた宅配・予約販売方式による輸出の取組を推進すること等により、

様々な販売ルート、販売手法を提案

- ・ 各種輸出手続等を代行・支援する体制を整備すること等により、代金 決済の不安を除去
- ・ ジャパンブランド定着のためのリレー出荷・周年供給体制の整備、輸 出産地の育成等により、海外ニーズにマッチした生産体制や商流の構築 を促進
- ・ 既に輸出に取り組んでいる生産者や、これから取り組もうとする生産者をコミュニティサイトに登録し、政府の支援策等について必要な情報を提供
- ・ 海外の買い手が欲しいものを、欲しい量だけ、欲しい時期に輸出する「グローバル産地」の形成を支援するため、海外のニーズや規制に対応 した生産・加工体制の構築、米の価格競争力強化や高付加価値生産の推 進、輸出ポテンシャルの高い木材製品の輸出拡大等を実施
- ・ 「365日輸出エキスポ」の実現のため、海外市場のニーズに合わせて、 生産者、商社、流通業者が、常時、輸出の実現に向けたマッチングがで きる環境を整備
- ・ 米の輸出の飛躍的な拡大に向けて、「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」の下、戦略的に輸出に取り組む関係者が連携した取組を推進
- ・ 輸出先国の動植物検疫等に対応した栽培方法や加工技術の確立・導入 を推進すること等により、海外輸入規制に適合した生産を促進

(生産物を海外に運ぶ、海外で売る)

- ・ 共同輸送の促進等を通じた出荷単位の大口化、就航ニーズの高い国内 空港の発着便数の拡大と空港着陸料減免措置の継続、生鮮品の大量かつ 低コストの海上輸送を可能とする最新の鮮度保持輸送技術の普及促進・ 新規技術開発等により、効率的で低コストな輸送を促進
- ・ 成田空港等の貨物エリアの整備・拡大、日本企業による海外コールド チェーン事業の参入の推進等により、輸送量の増大、品質を保持した輸 送を促進
- ・ 卸売市場について、海外バイヤー等に施設を開放し、海外バイヤーと 卸売業者が直接取引できるよう規制を緩和、ジャパンモールの設置・運 営を支援、JAグループにおいて、シンガポール等における輸入拠点の段 階的な整備の検討をすること等により、農林漁業者や中小事業者の売り やすい環境を整備

(輸出の手間を省く、障壁を下げる)

- ・ 「輸出規制等対応チーム」を活用し、放射性物質に係るものや動植物 検疫等輸出先国の輸入規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化、海外 での残留農薬基準(インポート・トレランス)が設定されるよう、海外 当局への申請に必要な各種試験を実施すること等により、輸出の障壁を 除去
- ・ NACCS (輸出入・港湾関連情報処理システム) により一元処理できる証明書の範囲の拡大や、海外での日本の既存添加物の使用の申請に必要な安全性試験等を実施すること等により、輸出関連手続を改革
- ・ GLOBAL G. A. P. などの国際的に通用する認証取得の推進、日本発の国際的に通用する規格・認証の仕組みを構築。地理的表示 (GI)について、諸外国と相互に保護できる制度を整備するとともに、GIマークの海外商標登録を推進し、本物を保護。ハラール認証に関する情報収集、ハラールセミナーを集中的に実施すること等により、イスラム市場への進出を促進

(戦略を確実に実行する)

- ・ 輸出戦略実行委員会において毎年度PDCAサイクルにより輸出戦略に基づく実行状況等の検証、必要な見直しを実施すること等により、輸出戦略の実行をチェックし、更に推進
- ・ 在外公館、JETROの海外事務所、輸出業者等が現地の情報・課題を共有 し協力して課題解決に取り組む体制を整備すること等により、主要輸出 先国で官民一体となった輸入促進体制を構築
- ② 国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及
 - ・ 和食のユネスコ無形文化遺産登録を受け、子供たちへの和食継承の取 組の拡大や郷土食の普及等により、日本人の伝統的な食文化の次世代に 向けた保護・継承活動を推進
 - 2015年ミラノ博覧会や2020年オリンピック・パラリンピック東京大会

- も活用し、和食・和の文化の魅力を国内外へ発信
- ・ 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、国内レストラン等において訪日外国人の受入体制の整備を推進
- ・ 学校給食等における国産食材の安定的な生産・供給体制の構築を推進
- ・ 栄養教諭を中心に地域と連携した食育推進体制の充実など、学校給食 等における地産地消や食育を推進
- 地域で生産・製造される国産農林水産物の消費拡大を図る商品開発、 販路開拓、人材育成等を支援
- ・ 食育推進リーダーの育成等による地域における日本型食生活等の普及 を促進、各年代の国民に対する教育ファームの活用を推進
- 介護食品に対する理解の醸成のための取組を行いつつ、適切な提供システムの構築等の議論を進めるとともに、日本食と健康に関する学術的・科学的知見の蓄積・普及を通じた医福食農連携を推進
- ・ 付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大のため、健康寿命の 延伸に資する新たな機能性に関する科学的知見の収集・利用を推進
- ・ 漢方薬の原料である薬用作物について、栽培技術の確立、農業機械の 改良等の産地化に必要な取組を支援
- ・ 需要が拡大しているカット野菜等の加工・業務用野菜について、低コスト・省力化栽培の実現や物流の合理化により生産流通体制を強化
- ・ 果実について、食べやすい、機能性成分高含有等の特長を持つ優良品 目・品種への転換を推進するとともに、消費者ニーズの高い果実加工品 について、国産果実の特長を活かし、原料用果実の低コスト生産・供給 を推進
- ・ 消費者ニーズの高い有機農産物について、関係者の連携により国内生産の拡大を推進
- ・ 優れた国産花きの生産・供給体制の強化、輸出の拡大を支援するとと もに、花育活動の推進、花き文化の振興等により国内需要を拡大

③ 国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保

- ・ 生産から流通にわたる有害化学物質・微生物のリスク管理を推進、生産資材の安全を確保
- ・ 家畜の伝染性疾病や農作物の病害虫の侵入・まん延を防止
- ・ 食品表示等のルールの明確化と遵守の徹底、不当表示に関する国及び 地方の行政の監視指導体制の強化
- ・ 食品表示法に基づく「食品表示基準」の適切な執行

- ・ 輸出促進に向けた輸出検疫の情報提供・利便性向上、検疫協議の戦略的な実施、輸出に取り組む事業者等に対するEU向けHACCP、GLOBALG. A. P. 、ハラール等の認証の取得を支援するとともに国際的に通用する規格の策定と国際規格化を推進(輸出用GAPの共通化に向けた国内関係者との意見交換の実施、HACCP等の食品に関する標準戦略の検討)
- ・ 冷凍食品への農薬混入事件を受け、食品への意図的な異物混入等を未 然に防ぐため、食品事業者等による「食品防御」の取組を推進

2. 6次産業化等の推進

① 農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)出資案件の形成促進

- ・ 植物工場を含め、合弁事業体等が6次産業化に必要な農業生産を行う 場合についても、A-FIVEより出資
- ・ 加工・流通等のノウハウを持ち、資本力もある農業参入した企業等に対し、ファンド活用のガイドラインを示し、明確に農林漁業者と位置付けること等により、出資案件の形成を促進
- ・ サブファンドの出資割合の引き上げ、資本性劣後ローンの活用、農林 漁業者の共同出資など多様な資金調達を行うとともに、目利き人材を活 用することで、ファンドの活用を推進
- ・ 法施行後3年(2015年12月)を目途とした見直し・検討の中で、農林 漁業者の出資割合の取扱いについても法改正を含め総合的に検討

② 農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進

- ・ マーケットインの発想の下、農商工連携、医福食農連携、農観連携、 都市と農山漁村の共生・対流等に取り組む多様な6次産業化事業体を育成することとし、農林漁業者主導の取組に加え、企業のアイディア・ノウハウも活用した2次・3次事業者をはじめとする多様な事業者による取組や、地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化の取組を支援
- ・ 農林水産物等の地域の資源と地域金融機関の資金を活用して事業を起こし、雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」を全国に展開し、雇用の創出や地域の活性化につながる1万程度のプロジェクトを

立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進

- ・ 農山漁村等の地域資源を活用した地域の関係者が連携して行う新たな ビジネス戦略の構築や中小企業者が行う新商品・新サービスの開発を支 援
- ・ 消費地に近いという立地を活かして多彩で新鮮な農産物を供給する都 市農業を振興
- ・ 農林水産物・食品について地理的表示保護制度を導入するとともに、 地域への定着を図り、地域におけるブランド化を推進
- ・ 医薬や理工等の異分野との連携・融合が有効な研究を実施し、事業化 が有望な研究成果を創出

③ スマート農業の推進

- ・ ロボット、AI、IoT、ドローン、センシング技術などの先端技術 の研究開発、技術実証、速やかな現場への普及までを総合的に推進
- ・ 農業用ドローンの利活用拡大に向け、利用時における補助者配置の義務等の緩和、ドローンで散布可能な農薬種類の拡大、農薬散布等のための飛行許可・承認に関する取扱いの見直しを行うほか、民間における技術革新やニーズをくみ取るための官民協議会を設置するとともに、ドローンの普及を総合的に推進するための計画を策定
- ・ 「農業データ連携基盤」を2019年4月から本格稼働させるとともに、 幅広い主体の参画を進め、データの連携・共有・提供の範囲を、生産か ら加工、流通、消費に至るバリューチェーン全体に拡大
- ・ 2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践 するため、上記を含め、必要な取組やその進め方等を定めた「農業新技 術の現場実装推進プログラム」(仮称)を2019年夏までに策定
- ・ 食品産業においても、オープンイノベーションによる先端基盤技術の 開発と速やかな実装、異業種との連携により国際競争力のある輸出産業 への発展を促進
- ・ 大規模に集約された施設園芸クラスターの形成を目指し、エネルギー 供給から生産、調製・出荷までを一気通貫して行う次世代施設園芸拠点 を整備
- ・ 燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、 ヒートポンプや木質バイオマス利用加温設備等の省エネ設備の導入を支援
- ・ 多収への挑戦、温暖化対応等の所得倍増や自給力向上に向けた重点課

題の技術戦略の策定及びその実行

・ 農業者の研究への参画等の研究システム改革やオランダのフードバレーを参考とした産学官の「知の集積」の場の構築など、技術革新を加速 化する仕組みの検討

④ 新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用

- ・ 品質やブランド力など「強み」のある農畜産物を実需者等と連携して 生み出せるよう、「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」に基づ く取組を推進
- ・ アジア地域の植物遺伝資源を相互利用できるネットワークを構築する ことにより、新品種の開発を加速

⑤ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組 の拡大・深化

- ・ 平成26年5月に施行した「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生 可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく措置等により、 優良農地等の確保を図りつつ、再生可能エネルギー発電のメリットを活 用して地域の農林漁業の発展を図る取組及び再生可能エネルギーの地産 地消の取組を推進
- ・ バイオマス産業都市の構築を推進
- ・ 食品循環資源のメタン化による地域分散型エネルギーの創出とこれに 伴う消化液、余熱等の活用による高付加価値農業を同時に推進する食品 リサイクルループを推進
- ・ 発電導入に係る調査設計や技術力向上のための取組への支援により、 農業水利施設を活用した小水力発電の導入を促進
- ・ 農村地域を含め国内の再生可能エネルギーの一層の拡大を図るため、 地中熱や太陽熱など再生可能エネルギー由来の熱供給設備の導入を支援
- ・ 農村地域の豊富なエネルギー資源を活用して分散型エネルギーインフラを整備し、自立的で持続可能な地域エネルギーシステムを構築

⑥ 食品ロス削減の推進

食品ロス削減にフードチェーン全体で取り組んでいくため、関係省庁 ;

が連携し、官民をあげた食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT) を展開

⑦ 企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6次 産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫 に応える環境整備

- ・ 地域の各関係者が有機的に連携・結集した畜産クラスターを核として、 コストの削減や付加価値の向上・需要の創出等を図り、競争力の強化を 加速
- ・ 農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化、飼料の生産拡大・ 生産流通コストの低減、エコフィードの有効活用、新技術の開発・普及 ・定着など、生産性の向上を加速
- ・ 牛乳・乳製品について、今後の需要の伸びが期待できるチーズ、発酵 乳、牛乳・乳製品を用いた和食等に係る新商品開発や新規需要開拓等の 取組を支援
- ・ 指定団体との生乳取引等について、指定団体の機能に留意しつつ、指 定団体を通さず、自ら生乳を加工したり直接販売する道を広げるなど、 一層の多様化
- ・ 小規模なチーズ工房や輸出向けの乳製品工場等について、設置規制(都 道府県知事の承認)を緩和
- ・ 性判別精液の利用や和牛等の受精卵移植の推進により、計画的な乳用 種雌子牛と雄子牛の生産を確保し、畜産・酪農の収益性の向上を推進

3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減

- ① 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の 発生防止・解消等
 - ・ 農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構を整備し、 適切に制度を運用
 - ・ 農地中間管理機構がその本来の機能を発揮するため、農地中間管理事業の5年後見直しにおいて、地域の特性に応じて、市町村、農業委員会、 JA、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織と農地中間管理機

構とが一体となって推進する体制を構築。このため、「農地中間管理事業の5年後見直し等について」(別紙10)に即して、次期通常国会に関連法案を提出

- ・ 耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図るため、農地法に基づく 遊休農地解消のための措置の大幅な改善・簡素化や農地として再利用す る場合の支援
- ・ 所有者不明の農地について、管理費用(固定資産税、水利費等)を負担している相続人が簡易に農地中間管理機構に農地を預ける仕組みを以下のとおり創設
 - ① 管理費用を負担している相続人は、共有者の一部を確知できない場合には、農業委員会による公示を経て、農地中間管理機構に利用権を可能な限り長期の期間で設定することを可能とする。その際、共有者の探索方法については、必要以上の探索にならないよう明確化する

上記の手続によって利用権が設定された場合において、不明な共 有者が事後的に現れた場合には、利用権を解約せず、利用権を設定 した者から、現れた共有者に対して、賃料の持分相当額から負担し た管理費用を差し引いたものを支払う方向で検討

- ② 共有持分を有する者の過半の同意を得て農用地利用集積計画により設定される利用権及び遊休農地に都道府県知事の裁定により設定される利用権の期間を、現行の5年を超えないものから可能な限り長期なものに延長
- ・ 国家戦略特区において農業委員会と市町村の事務分担に関する特例措 置を創設

② 多様な担い手の育成・確保(法人経営、大規模家族経営、集落営農、 新規就農、企業の農業参入)

- ・ 法人雇用による就農の拡大、就農しようとする青年の研修及び経営の 確立のための支援を実施
- 経営者らしい農業者を育成するための農業経営者教育に対する支援を 実施
- 経営の法人化、集落営農の組織化・法人化に対する支援を実施
- 日本政策金融公庫の融資制度、農業法人投資円滑化法に基づく農業法人の出資支援の強化等の担い手に対する金融支援を実施

・ 国家戦略特区において農業生産法人の6次産業化推進のための要件(役員の農作業従事要件)の緩和及び商工業とともに行う農業への信用保証制度の適用を実施

③ 女性農業経営者の能力の積極的な活用(農業女子プロジェクト、ビジネス発展支援等)

- ・ 農業女子プロジェクト(女性農業経営者と企業のコラボレーションによる新商品の開発等)を推進
- ・ 女性農業経営者の発展支援、女性農業者による事業活用の促進、地域 の計画づくりへの女性参画の要件化等を推進

④ 高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等

- ・ 農業の生産性向上、担い手への農地集積・集約化を推進するため、農 地の大区画化・汎用化、畑地かんがい等の整備を推進
- ・ 農村地域の防災・減災の観点に立って、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、洪水被害防止対策、ため池のハザードマップの作成、管理体制の強化等のハード・ソフト対策を組み合わせつつ、施策を推進

⑤ 経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種 の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等

- ・ 担い手ニーズや地域の条件に応じた省力栽培技術及び多収性品種等の 開発・導入を推進
- ・ 農業機械や肥料・農薬・飼料等の生産資材コスト低減に向けた取組等 を推進
- ・ 低コスト・効率的な生産技術体系を確立するなど、先進農業者と民間 企業等の経済界の連携による新たな先端モデル農業の確立に向けた取組 等を支援
- ・ 底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等について、農地転用

- の許可を必要とせず、現況農地に設置できる仕組みを以下のとおり創設
- ① 農作物の栽培に必要な一定の施設について、現況農地に設置できる (すなわち農地転用の許可を要しない)こととする
- ② 上記施設が設置される際に、事前に確認できるよう、施設を設置しようとする者は、あらかじめ農業委員会に届出
- ③ 本改正は、施行日以降新たに上記施設を農地に設置しようとする場合に適用
- ④ 上記施設用地に係る税制上の取扱いについて、農地と同様の取扱いとなるよう検討
- ⑤ 過去に農地を転用して該当する施設を設置した者については、実態やニーズを調査し、①と同様の扱いとする場合の課題や問題点について引き続き検討

6. 更なる農業の競争力強化のための改革

- ① 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し
 - ・ 国内外の生産資材の生産・流通・価格等の状況を定期的に把握・公表 するとともに、民間のノウハウを活用して、農業者が生産資材の価格等 を比較・選択できる環境を整備
 - ・ 生産性の低い工場が乱立している種類の生産資材(肥料・飼料等)について、国際競争に対応できる生産性の確保を目指した業界再編・設備投資等を推進
 - ・ メーカーが寡占状態となっている農業機械について、ベンチャーを含めた企業の新規参入を推進、明確化された開発目標の下で民間企業・研究機関・農業者等の連携により国際競争性を有した農業機械の開発を促進
 - ・ 肥料について、産地の声をよく聞きながら、各都道府県・地域の施肥 基準等の抜本的な見直しを推進、銘柄数を絞込み
 - ・ 農薬については、農産物輸出も視野に入れた国際的対応が特に重要であり、ジェネリック農薬の登録のあり方を含め、農薬取締法の運用を国際標準に合わせる方向で見直し
 - ・ 戦略物資である種子・種苗について、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築
 - ・ 生産資材価格の引下げに向けた改革を推進するため、生産資材に関し、 国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を推進

・ 生産資材業界の再編と合わせて、これに資する全農の生産資材の買い 方について見直し、共同購入のメリットを最大化するよう改革を行う

② 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界 構造の確立

- ・ 国内外の農産物の流通・加工の実態等を定期的に把握・公表
- ・ 農業者から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大、農業者と食品製造業等との連携促進、農産物の規格を合理化
- ・ 農産物・食品の品質等に応じた価格決定がなされるよう、地理的表示、 規格・認証等の制度を一層普及
- ・ 中間流通(卸売市場関係業者、米卸売業者など)について、抜本的な 合理化を推進し、業種転換等を行う場合は支援
- ・ 卸売市場について、経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜 本的に見直し、合理的な理由のなくなっている規制は廃止
- ・ 小売業について、消費者ニーズに合った多様な商品を適正な価格で提供するビジネスモデルの構築に向けて事業再編や業界再編を推進
- ・ 農業者が、各種流通ルートについて、手数料や取引条件等を比較して 選択できる環境を整備。また、農産物の物流について、パレット化や I CTを活用した共同配送等の効率化によるコスト削減の取組を推進
- ・ 加工業について、生産性の低い工場が乱立している種類の加工業界(製 粉、乳業等)について、国際競争に対応できる生産性の確保を目指した 業界再編・設備投資等を推進
- ・ 農産物の流通・加工に関し、国の責務、業界再編に向けた推進手法等 を明記した法整備を推進
- ・ 流通・加工業界の再編と合わせて、これに資する全農の農産物の売り 方について見直す

(生産者・消費者双方のメリット向上のための卸売市場を含めた食品流通 構造の改革について)

・ 農業等の生産者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に 応えていくため、「生産者・消費者双方のメリット向上のための卸売市 場を含めた食品流通構造の改革について」(別紙9)に即して、卸売市 場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を 促進し、生産者・消費者双方のメリット向上のための食品流通構造の実 現に向けて一体性のある制度を構築

③ 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備

- ・ 農業大学校の実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関への転換、 農業高校と農業大学校等との連携促進(高大連携)等による農業教育の 充実・強化
- ・ 経済界との連携強化、法人雇用による就農に対する支援「農の雇用事業」の運用改善により、しっかりとした法人が次世代の就業者を増やす 取組を推進
- ・ 青年就農給付金を「農業次世代人材投資資金」に改め、次世代を担う 意欲ある就農者が早期に様々なチャレンジを行えるような取組を推進
- ・ 都道府県における農業経営塾の設置や、海外研修の充実を図り、農業 者の視野拡大を推進
- ・ 農林水産物・食品のマーケティングやプロモーション、輸出に係る手 続等の知識やノウハウを有する人材を育成・研修、農業高校等をはじめ とした農業教育システムの中で、輸出力強化について学ぶ機会の充実等 を推進
- ・ 農業現場からの提案等も踏まえつつ、外国人材を含めた多様な労働力 確保のための取組を推進
- ・ 生産現場等のニーズに即した研究開発に向け、明確な開発目標の下、 農林漁業者・企業・大学・研究機関がチームを組んで、現場への実装ま でを視野に入れて行う技術開発を確実に推進
- ・ 最新の科学的知見に基づき、意欲のある農業者が取り組みやすい新たな土づくり技術、水管理システムの開発を進めるとともに、普及指導員等多様な関係機関によるサポート体制の強化を通じた生産現場でのICT等の活用を推進

④ 戦略的輸出体制の整備

- ・ 「農林水産業の輸出力強化戦略」(別紙4)の実践及び「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」(別紙5)に基づく戦略の実践に必要なハード面・ソフト面のインフラ整備等
- ・ 生産者の所得向上につながる日本産農林水産物・食品のブランディン

グやプロモーション、輸出事業者へのサポートを早急に強化するため、 農林水産物・食品の輸出促進にミッションを特化した「日本版SOPE XA」を創設

- ・ 具体的な産品を輸出する際に、共同で集荷・発送する等、輸出向けの 生産・流通体制の整備、輸出に係る手続・決済代行等の機能を有する全 国団体や地域商社、JA等の取組を支援
- ・ 日本産品の品質や特色のアピールにつなげるため、国際標準化を見据 えたJAS規格、日本発の食品安全管理規格等の充実・普及、地理的表 示、品種登録の活用やこれらを含む知的財産の保護
- ・ この一環として、JAS法に基づく制度のあり方を見直し、生産行程 や生産・流通管理の方法等といった多様な規格の制定、国際的に通用す る認証や表示により、海外事業者への訴求に向けて戦略的にJASを活 用
- ・ 様々な外交の場等を広く活用し、政府一体となった海外の規制等の緩 和・撤廃

⑤ 全ての加工食品への原料原産地表示の導入

・ 全ての加工食品を対象に原料原産地表示を導入することとし、製品に 占める重量割合上位1位の原料について、国別重量順表示を原則とし、 これが困難な場合には、①可能性表示(A国又はB国)や②大括り表示 (輸入)、③さらに中間加工原材料については製造地表示(A国製造) を行うなどの仕組みを整備

⑥ チェックオフ導入の検討

・ チェックオフの法制化を要望する業界において、推進母体を立ち上げ、 チェックオフのスキームを決めて、法制化に賛同する生産者を拡大する 取組を実施し、一定程度同意(75%以上)が得られた場合に法制化に着 手

⑦ 収入保険制度の導入

収入保険制度については、以下を基本的仕組みとして導入

- ア 対象者は、青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者
- イ 対象収入は、農業者が自ら生産している農産物の販売収入全体
- ウ 対象要因は、自然災害に加え、価格低下など農業者の経営努力では 避けられない農業収入の減少を補償
- エ 補償内容については、農業者ごとに過去5年間の平均収入を基本とし、当年の営農計画等を考慮して基準収入を設定。農業者ごとの当年の収入が基準収入の一定割合を下回った場合に、その一定割合を補塡。 掛捨ての保険方式と掛捨てとならない積立方式を組み合わせ
- オ 収入減少を補塡する機能を有する類似制度との関係については、選 択加入とすることが原則。ただし、収入減少だけでなくコスト増も補 塡する肉用牛肥育経営安定特別対策事業(マルキン)等の対象である 肉用牛、肉用子牛、肉用豚、鶏卵については、収入保険制度の対象外
- カ 実施主体は、①母集団を確保するため、全国をカバーできる事業エリアを有していること、②保険制度を公正に運営するため、農産物の価格形成や販売等に関与していないこと、③保険業務に関するノウハウを有していること、④農業に関する知識を有していることの4つの要件を満たす必要。この観点から、農業共済団体が新たに設立する全国組織を念頭において法案の準備を進める。実施主体は、農業者へのサービス向上を図るため、民間損害保険会社と積極的に連携
- ・ 農業災害補償制度については、農業者へのサービスの向上及び効率的な事業執行による農業者の負担軽減の観点から、農作物共済(米麦)の当然加入制、一筆方式等の引受方式、家畜共済の事務手続き、共済掛金の設定方法等について見直し。併せて、農業共済団体について、組織の効率化やガバナンスの強化が図られるよう見直し

⑧ 真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し

- ・ 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請 によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない 基盤整備事業を実施できる制度を創設
- ・ 農業委員会や農地中間管理機構と土地改良区等の事業関係者との情報 共有を図る
- ・ 共有地の代表者が共有者の意向を取りまとめ、共有地に関する意思を 表明できる仕組みを導入
- ・ 国・都道府県営土地改良事業に係る申請人数要件を廃止
- ・ 突発事故に対応した事業について、災害復旧と同様に、国又は地方公

共団体が、農業者からの申請によらず、原則として農業者の費用負担・ 同意を求めずに事業を実施できる仕組み等を導入

- ・ 一定の機能向上を伴う更新事業について、同意徴集手続の簡素化の対 象に追加
- ・ ため池等の耐震化事業について、国又は地方公共団体が、農業者からの申請によらず、自らの判断により、原則として農業者からの費用負担
 - ・同意を求めずに事業を実施できる仕組みを創設
- ・ 除塩事業について、土地改良法に基づく災害復旧事業として位置づけ

⑨ 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み

- ・ 農業及び関連産業の所得を増大するとともに、地域社会としての農村 を維持発展させていくため、農村地域工業等導入促進法(農工法)の見 直し等を通じて、農業者等の地域住民の就業の場を確保
- ・ 具体的には、農工法の対象業種を見直し、農村の地域資源を活用した 地域内発型産業の創出や、農村地域での立地ニーズが高いと見込まれる 産業の導入を促進
- ・ 農用地等の譲渡に係る所得税の軽減措置や業種横断的な税制措置の積極的な活用、地方創生や農泊の推進に向けた取組への支援施策のほか、 企業立地促進法の見直し等を通じた地域に裨益する波及効果の高い事業 との連携等により、農村地域の雇用創出を推進

⑩ 飼料用米を推進するための取組

- ・ 多収品種の導入、多収を実現する低コスト栽培技術の普及などの推進 による飼料用米の生産コスト低減
- ・ 耕種農家と畜産農家の連携により、飼料用米を輸入とうもろこしの代替品として利用するだけではなく、その特徴を活かして畜産物の高付加価値化を図る取組を推進

① 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策

・ 地域の各関係者が有機的に連携・結集した畜産クラスターを核として、 コストの削減や付加価値の向上・需要の創出等を図り、競争力の強化を

加速

- 地域的な規模拡大の推進・分業体制の構築、受精卵移植技術の活用拡大、ICT(情報通信技術)の活用等による省力化の推進により肉用牛の生産基盤を強化
- ・ 乳用後継牛の確保・育成の推進、分業体制の構築・省力化の推進、飼 養管理の適正化、流通の効率化により酪農の生産基盤を強化
- ・ 耕畜連携の強化と国産飼料の広域流通体制の構築、公共牧場の活用拡大と機能強化、日本型放牧モデルの推進により自給飼料の増産を推進

⑩ 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策

- ・ 補塡財源の確保及び借入金の計画的な返済を促すことにより、引き続き、制度を安定的に運営
- ・ 併せて、輸入飼料に過度に依存しない畜産経営の確立を図るため、自 給飼料の増産対策を推進

③ 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革

- ・ 現在、指定生乳生産者団体に指定されている農協・農協連は、スリム 化・効率化や乳価交渉の強化を図りつつ、今後ともその機能を適正に発 揮
- ・ 指定された農協に委託販売する生産者のみに国が財政支援を行うという、現行の方式は見直し、生産者が、出荷先等を自由に選べる環境の下、経営マインドを持って創意工夫をしつつ所得を増大させていく必要があることから、早急に基本的なスキーム(年間の販売計画等の内容、部分委託・販売に関するルール等)を設計し、関係者の意見を聞き、十分な調整を経て改革
- ・ 条件不利地域の生産者についても、確実に集乳が行われるようにする ため、的確な集乳や集乳経費のプール処理を確保できる公正な基準を定 め、これに該当する農協等に集乳経費を補助
- ・ 我が国乳業全体の生産性を向上し、生乳価格を安定させるため、乳業 の業界再編・設備投資等を推進
- ・ 労働条件を大きく改善する設備投資をはじめとする労働支援を幅広い 生産者が実行できるよう、酪農家の「働き方改革」を短期・集中的に支 援

7. 人口減少社会における農山漁村の活性化

① 農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性 化の推進

- ・ 農業・農村の多面的機能の維持・発揮のため、高齢化、人口減少により低迷しつつある地域の共同活動を支援するとともに、女性・高齢者を含め、地域全体で担い手を支える体制を拡充・強化することで、地域コミュニティの活性化を支援
- ・ 集落機能が低下している農山漁村地域において、総合的な土地利用計画の仕組みや地域コミュニティの再生について検討を進めるとともに、生産基盤・生活関連施設の総合的な集約・再編、土地基盤の再編・整序化、基幹集落と周辺集落のネットワークの強化を支援。併せて、これらの取組等を進めるため、地域づくりへの意欲と感覚を有する人材の育成・活用を促進
- ・ 高齢化や人口減少が著しい中山間地域をはじめとする条件不利地域等において、農林水産業を中心とし、地域ぐるみの加工・販売等や他産業との連携を広げることにより、地域の就業促進・雇用創出と集落機能の維持活性化を総合的に支援
- ・ 集落機能が低下している過疎地域や農山漁村地域等の集落において、 基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、地域住民が主体的に行 う地域資源を活用した地場産業の振興、日用品の買物支援といった日常 生活機能や定住環境の確保等の総合的な取組を支援することにより集落 の再生、地域活性化を推進
- ・ 地域活性化の担い手となる人材を確保し、その定住・定着を図る取組としての「地域おこし協力隊」の拡充等を推進
- ・ 「道の駅」における地域経済、福祉、観光、防災、文化等の「地域拠 点機能の強化」とそれらの「ネットワーク化」を関係府省が連携して取 組を推進
- ・ 商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を、歩ける範囲に集めた「小さな拠点」づくりと、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進。さらに、過疎地域等において廃校舎等の既存公共施設を再編改修し、「小さな拠点」関連施設として活用することを支援

- 多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路等の生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援
- ・ 住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、民間とも協働して家事援助、配食、食材配達など多様な主体による生活支援サービスの充実を推進

② 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の 推進による魅力ある農山漁村づくり

- ・ 小学5年生を中心とした農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を、制度化も視野に推進(子ども農山漁村交流プロジェクト)
- ・ 障害者や高齢者、生活困窮者等のための福祉農園の整備を推進(「農」 と福祉の連携プロジェクト)
- ・ 農山漁村の古民家等空き家・廃校・耕作放棄地等の地域資源を活用した交流等を推進(空き家・廃校活用交流プロジェクト)
- 住民参加の下での交流農園や農林産物直売所等の整備を推進
- ・ 農観連携の推進協定に基づき、農山漁村の魅力と観光需要を結びつける取組を推進
- ・ 地域の資源を活用した「売れる」旅行商品を開発するとともに、継続して観光地域づくりに取り組む地域の担い手を育成し、自立的経営へ誘導することにより、農山漁村における観光地域づくりをビジネスにつなげる取組を支援
- ・ 観光圏の整備等を通じ、観光客が従来の名所旧跡に加え、農山漁村等 を回遊し、地域の住民と観光客との交流を促進する滞在交流型観光を実 現
- 今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入れも含めたグリーン・ ツーリズムを推進
- 地域の自然観光資源を解説するガイド等の人材の育成やプログラムづくり等を通して地域のエコツーリズムの取組を支援するとともに、国立公園において地域と一体となったエコツーリズムの取組を推進
- 国家戦略特区を活用し、農家レストランを農用地区域内に設置

③ 優良事例の横展開・ネットワーク化

・ 自立した「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことによる地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例を選定し、全国へ発信することを通じて他地域への横展開を図るとともに、地域リーダーのネットワークの強化を推進

④ 消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興

- 消費地に近いという立地を活かして多彩で新鮮な農産物を供給する都 市農業を振興
- ・ 緑や農業体験の場の提供、都市における防災空間の確保等のニーズを 踏まえ、関係府省が連携して都市農業・都市農地の多様な機能の維持・ 増進の取組を実施

⑤ 歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化

- 歴史や伝統ある棚田や疏水等の美しい農村景観等を保全・復元・継承
- 美しい村づくりのための土地利用や地域コミュニティの再生について 検討
- ・ 農山村地域における生物多様性の効果的な保全に向け、生物多様性保 全上重要な里地里山を明らかにし、地域主体による里地里山保全の取組 への支援を検討

⑥ 持続的なビジネスとしての「農泊」によるインバウンド需要の取り込 み

- ・ 地域での合意形成や法人の立ち上げ、現場で活躍する人材の確保・育 成等の農泊ビジネスの現場実施体制の構築
- ・ 地域の食・農村森林景観・海洋レクリエーション、古民家等の素材の 観光コンテンツとしての磨き上げ
- ・ 農泊の魅力の国内外への情報発信や受入地域への農泊のビジネス化を 働きかけるなど、政府としてのメッセージを発信

(7) 鳥獣被害対策の推進とジビエ利活用

- 野生鳥獣の有害捕獲等の鳥獣被害対策の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」の設置を促進するなど鳥獣被害防止特措法に基づく地域ぐるみの取組を推進
- ・ 農林業や生態系等に深刻な被害を及ぼしている鳥獣の捕獲目標を設定 し、銃猟免許所持者をはじめとする捕獲従事者の確保等、捕獲の強化を 図るなど、農林水産業における鳥獣被害防止及び鳥獣保護管理に関係す る府省の連携により一層効果的な対策を推進
- ・ ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエを提供するため、捕獲 から搬送・処理加工がしっかりとつながったモデル地区の整備を推進
- ・ ジビエ利用拡大推進体制を整備するとともに、関係省庁との連携を強化
- ・ ジビエ利用に意欲的に取り組む地域からの相談や要望に対応するため、 民間等のノウハウを利用し、官民連携した支援体制を構築

8. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理

① 新たな森林管理システムの構築と木材の生産流通構造改革等

- ・ 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立させるため、「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進について」(別紙7)に即して、新たな森林管理システムによる森林の経営管理の集積・集約を進めるとともに、以下の木材の生産流通構造改革等を推進
 - ア 国有林野の一定の区域で、公益的機能を確保しつつ、意欲と能力の ある林業経営者(森林組合、素材生産業者、自伐林家等)が、長期・ 安定的に立木の伐採を行うことができる仕組みや、意欲と能力を有す る林業経営者と連携する川下事業者に対する資金供給の円滑化を図る 仕組みを創設するため、次期通常国会に関連法案を提出
 - イ 経済界の協力を得ながら、木材の利用拡大を促進するとともに、ロット、品質ともに安定した木材製品の供給体制の構築を推進
 - ウ 流通段階のマッチングやコスト削減のため、民間事業者がバリュー チェーン全体で需給等の情報を共有する取組とともに、地域の意欲あ る事業者が参加し、情報交換等を行う取組を促進

・ 再造林コストの削減等、林業の現場ニーズを踏まえた研究と研究成果 の現場実装の取組を強化

② CLT等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップ

- ・ CLTや中高層建築・防火地域等でも使用可能な耐火部材の開発・普及、公共建築物の木造化の支援等による木材利用、地域材等を活用した 良質な木造住宅の整備を推進
- ・ まとまった需要を確保して量産化を進め、コストを下げることにより、 さらなるCLT需要を生み出すため、CLT活用促進に関する関係省庁 連絡会議が作成した新たなロードマップに沿って、CLTを用いた建築 物の一般的な設計法や施工方法等の普及など、CLTの建築材料として の普及を推進
- ・ 木造住宅の主な担い手である大工技能者の減少及び高齢化に対応する 人材育成や技術力向上、中高層木造建築物の担い手の育成に資する取組 を推進

③ 木質バイオマスの利用促進等による新たな木材需要の創出

- ・ 森林資源をマテリアルやエネルギーとして地域内で持続的に活用する ための担い手確保から発電・熱利用に至るまでの「地域内エコシステム」 の構築等により、地域材の利用を促進
- セルロースナノファイバー、リグニン等の新素材や新品種の研究開発・普及等を促進
- ・ 日本の規格が相手国の基準に取り入られるよう、情報収集及び発信等 を通じて、木材製品等の輸出を促進

④ 適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森 林の多面的機能の維持・向上

- ・ 適切な森林の整備・保全等を通じて森林吸収源対策を推進、成長に優れた苗木等を開発
- ・ 鳥獣被害対策の強化、災害に強い森林づくり等を通じて「緑の国土強

靱化」を推進

・ 地域住民等による日常的な森林管理活動を推進

9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

- ① 水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進
 - ・ 各浜ごとに水産業を核とした総合的かつ具体的な取組を定めた計画である「浜の活力再生プラン」の作成・実現を推進
 - ・ 水産業の持続的発展のため、資源管理措置を強化するとともに、収益性の高い新しい操業・生産体制への転換を通じた漁業構造改革を推進
 - ・ 計画的に資源管理・漁場改善に取り組む漁業者を対象にした収入安定 対策と燃油等の価格高騰対策を組み合わせた「資源管理・漁業経営安定 対策」を着実に実施
- ② マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大
 - ・ 販売ニーズや産地情報の共有化、学校、病院、介護施設など個別のニーズを的確に捉えた付加価値の高い商品開発、水産加工業の体質強化等を通じて産地から消費地までの流通過程の目詰まり解消を促進
 - ・ 「国別・品目別輸出戦略」に沿った輸出促進に向けた取組、輸出先国のHACCP基準等を満たすための水産加工施設等改修、高度衛生管理型漁港整備を推進
 - ・ 水産加工施設のEU向けHACCP認定の加速化を図るため、水産庁も認定主体となるよう所要の体制を整備
 - ・ 産地市場のEU向けHACCP登録基準、生産海域のモニタリングの拡充、養殖場等の登録における標準処理期間の設定、トレーサビリティ導入に向けたガイドラインの策定等の検討

③ 浜と食卓の結びつきの強化

- ・ 「ファストフィッシュ」商品の選定など、水産物の消費拡大の取組を 推進する「魚の国のしあわせ」プロジェクトや民間の取組を通じた「プ ライドフィッシュ」を展開
- ・ 「浜の応援団」と漁業者との連携・協力の推進

④ 水産政策改革の更なる推進

- ・ 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所 得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指して、 「水産政策の改革について」(別紙8)に即して、次の改革を推進
 - ア 水産資源を維持・回復し、適切に管理するため、国際的にみて遜色 のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とする。
 - イ 品質面・コスト面等で競争力ある流通構造の確立のため、マーケットインの発想に基づき、水産物の流通構造の改革を進める。
 - ウ 沖合・遠洋漁業の生産性の向上、国際競争力の強化につながるよう、 資源管理の手法と合わせて漁業許可制度を見直す。
 - エ 養殖・沿岸漁業の発展のため、海面利用に係る制度等を見直し、水域の適切かつ有効な活用と新規参入を進めるとともに、国内外の需要を見据えて養殖業振興に戦略的に取り組む。
 - オ 漁協制度について、水産政策の改革の方向性に合わせた見直しを行う。
- ・ これらの改革を後押しするため、資源調査・情報収集体制の拡充・整備、減船・休漁措置の円滑な実施、漁業収入安定対策の機能強化、生産性の高い漁船等の導入・更新、輸出も視野に入れた養殖適地の拡大等による養殖業発展のための環境整備に加え、産地市場の統合や消費地における流通拠点の確保、資源管理から流通に至るICT活用体制の整備、持続可能な漁業・養殖業の認証等を進める。あわせて、漁村の活性化、国境監視機能を始めとする水産業が果たす多面的機能の発揮、漁業・漁村を支える人材確保・育成の強化等を推進
- ・ 外国漁船と競合する中で水産資源の管理徹底等のため、強力な水産外 交を推進しつつ漁業取締体制を強化

10. 東日本大震災からの復旧・復興

① 復興交付金等を活用した施策の推進

- ・ 復旧・復興を契機とした担い手への農地集積、農地復旧や除塩、除染 等と合わせた農地の大区画化や宅地の高台への集団移転や帰還促進と連 携した農地整備を推進
- ・ 被災した海岸防災林について、被災箇所ごとの地形条件及び地域の合 意形成の状況を踏まえながら、津波に対する防災機能も考慮した復旧・ 再生を推進
- ・ 住宅と工場が混在していた地域における水産加工団地の集約を推進
- ・ 水産物の流通拠点漁港を対象とした高度衛生管理に対応した荷さばき 所等を整備するとともに、福島県の漁業の早期再開に向けた取組を支援
- ・ 大型機械を利用する乾田直播等によるコスト削減、イチゴ栽培における病害防除のための紫外光蛍光灯照射など先端的な農林水産技術の実証を実施

② 「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省 の施策について東北での重点的な展開の推進

- ・ 東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略に基づき、水産加工業・食品製造業・農林水産業の復興を推進
- ・ 民間投資を促進するためのプラットフォームを構築
- ・ 復興に携わる多様な主体(企業、大学、NPO等)の連携推進に向けて情報の共有・交換を行う「新しい東北」官民連携推進協議会を設立

③ 風評被害対策や産業復興の推進のためのタスクフォースの下、被災地産食品の信頼回復を図るための取組を実施

以下の取組により、風評被害対策を推進

- ・ 福島県産農林水産物について、①第三者認証GAP等の取得、②放射性物質の検査、③販売不振の実態と要因の調査、④量販店・オンラインストア等での販売促進等、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援
- ・ 福島県をはじめとした被災地産農林水産物・食品について、正確でわ かりやすい情報発信や丁寧な説明を行うことにより消費者の信頼を確保
- ・ 「食べて応援しよう!」のキャッチフレーズの下、被災地産食品の販

売促進フェアの開催促進や社員食堂等での利用の働きかけ、福島県産の 農産物等をPRする「霞が関ふくしま復興フェア」の開催や国際会議・ 展示会でのブース設置等により経済界や消費者に対して積極的な消費拡 大を促進

- ・ 被災地の水産加工業の販路回復を図るため、付加価値の高い新規商品 開発や新規販路開拓に向けた取組や、市町村によるイベント開催
- ・ 共同事業にとどまらない個社の先進的取組を推進するほか、中小企業 施策との更なる連携を促進
- (別紙1)制度設計の全体像(H25.11.26 本部決定)
- (別紙2) 農協・農業委員会等に関する改革の推進について
- (別紙3)「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革事項について(H25.11.27 規制改革会議決定。H26.6.13 規制改革会議改訂)
- (別紙4)「農林水産業の輸出力強化戦略」(H28.5.19本部取りまとめ)
- (別紙5)「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」
- (別紙6)「農業競争力強化プログラム」
- (別紙7)「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進について」
- (別紙8)「水産政策の改革について」
- (別紙9)「生産者・消費者双方のメリット向上のための卸売市場を含めた 食品流通構造の改革について」
- (別紙10)「農地中間管理事業の5年後見直し等について」

制度設計の全体像

- 1. 米の直接支払交付金
- 〇 米の直接支払交付金については、激変緩和のための経過措置 として、26年産米から単価を7,500円に削減した上で、29年産 までの時限措置(30年産から廃止)とする。
- 2. 日本型直接支払制度(多面的機能支払)の創設
- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動(活動組織を作り構造変化に対応した維持管理の目標を含む協定を市町村と締結)を支援。
- O 26年度は予算措置として実施することとし、27年度から法律に基づく措置として実施。
- O 国と地方を合わせた10a当たり交付単価は、次のとおり。

農地維持支払 資源向上支払* 田(都府県/道)3,000円/2,300円 2,400円/1,920円

畑 (都府県/道) 2,000円/1,000円 1,440円/ 480円 草地(都府県/道) 250円/ 130円 240円/ 120円

- ※ 現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は75%単価を適用。
- 〇 5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映。
- 中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援については、 基本的枠組みを維持。
- 3. 経営所得安定対策
- (1) 畑作物の直接支払交付金 (ゲタ)
- 諸外国との生産条件格差から生ずる不利を補うため、法改正 により、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する (ただし、規模要件は課さない。)。

なお、26年産は、現行どおり、全ての販売農家・集落営農に 対して実施する。

- 〇 単価については、別表 (P.37) のとおり。
- (2)米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ)
- 〇 農業者拠出に基づくセーフティネットとして、実施する。
- O 対象農業者は、法改正により27年産から、認定農業者、集落 営農、認定就農者に対して実施する(ただし、規模要件は課さ ない。)。

- 〇 なお、26年産に限り、ナラシ対策非加入者に対する影響緩和対策として、26年産の米の直接支払交付金の加入者のうち、26年産のナラシ対策に加入しない者に対して、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合に、国費分相当の5割を交付する(この場合、農業者の拠出は求めない。)。
- 中期的には、すべての作目を対象とした収入保険の導入について調査・検討を進め、その道筋をつける。

4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用

- 〇 食料自給率・自給力の向上を図るため、水田活用の直接支払 交付金により、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を 進め、水田のフル活用を図る。
 - (飼料用米・米粉用米について数量払いを導入し、上限値10.5万円/10aとする。(別図 (P.37) 参照))
- 地域の裁量で活用可能な交付金(産地交付金(仮称))により、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、麦・大豆を含む産地づくりに向けた助成を充実する。
 - (飼料用米・米粉用米についての多収性専用品種への取組、加工用米の複数年契約(3年間)の取組に対し、1.2万円/10aを交付。)
 - ※1 麦、大豆、飼料作物、WCS用稲及び加工用米の水田活用の直接支払 交付金の単価は現行どおりとする。
 - ※2 そば・なたねについては、産地交付金(仮称)からの交付に変更する こととする。

5. 米政策の見直し

〇 需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進める。

こうした中で、定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

6. 米価変動補塡交付金

〇 米価変動補填交付金は、平成26年産米から廃止する。

(別 表) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の交付単価

1. 数量払

. 双里刀		
区 分	見直し後の	現行の
	平均交付単価	平均交付単価
小麦	6,320円/60kg	6,360円/60kg
	(▲ 40円)	
二条大麦	5,130円/50kg	5,330円/50kg
	(▲ 200円)	
六条大麦	5,490円/50kg	5,510円/50kg
	(▲ 20円)	
はだか麦	7,380円/60kg	7,620円/60kg
	(▲ 240円)	
大豆	11,660円/60kg	11,310円/60kg
	(+ 350円)	
てん菜	7,260円/ t	6,410円/ t
	(+ 850円)	
でん粉原料用	12,840円/ t	11,600円/ t
ばれいしょ	(+ 1,240円)	
そば	13,030円/45kg	15,200円/45kg
	(▲ 2,170円)	
なたね	9,640円/60kg	8,470円/60kg
	(+ 1,170円)	

注1:() 内は、現行単価との差

注2: てん菜の基準糖度は、16.3度とする。(現行は、17.1度)

注3:でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、19.5%とする。(現

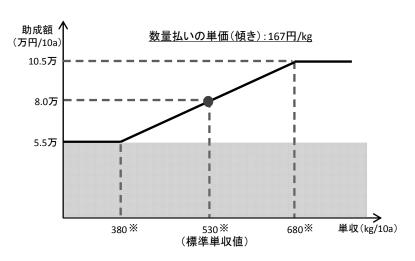
行は、18.0%)

注4:見直し後の品質区分別単価は、現行の品質区分別単価に上記の現 行単価との差額を加えた額。

2. 営農継続支払

2万円/10a (そばについては、1.3万円/10aとする。)

(別 図)



- ・数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量の確認を受けていることを条件とする。
- ・※は全国平均の平年単収(標準単収値)に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、 当該地域に応じた単収(配分単収)を適用する ものとする。

農協・農業委員会等に関する 改革の推進について

平成26年6月

自由民主党農林水産戦略調査会・農林部会 農業委員会・農業生産法人に関する検討PT 新農政における農協の役割に関する検討PT 公明党農林水産部会

農協改革の目的は、農業・農村の発展

- ・ 農業者、特に担い手からみて、農協が農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織となると思える改革とすることが必須
- また、高齢化・過疎化が進む農村社会において、必要なサービスが 適切に提供できるようにすることも必要
- ・ 農業者が自主的に設立する協同組織という農協の原点を踏まえ、これを徹底することが重要
- ・ また、農協批判を終息させ、今後は安定的な業務運営が行えるようにすることも重要

|1 単位農協のあり方 |

- (1)単位農協は、農産物の有利販売(それと結びついた営農指導)と生産 資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行う必要がある。
 - 全農・経済連の協力も得て、単位農協が「農産物の買取販売」を数値目標を定めて段階的に拡大するなど、適切なリスクを取りながらリターンを大きくすることを目指す。
 - 生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して (価格及び品質)、最も有利なところから調達する。
 - 〇 農林中金・信連・全共連の協力を得て、単位農協の経営における金融事業の負担やリスクを極力軽くし、人的資源等を経済事業にシフトできるようにする。

その際、単位農協の組合員等に対して金融を含めた総合的なサービスを提供できるようにし、また、単位農協の経営が成り立つように十分配慮する必要がある。

- ・ このため、既にJAバンク法に規定されている方式(単位農協から農林中金・信連へ事業譲渡を行い、単位農協に農林中金・信連の支店・代理店を置いた上、農林中金・信連から単位農協に相応の手数料等を支払う方式)の活用を積極的に進めることとし、農林中金・信連は、農協の判断に資するよう、この場合の手数料等の水準を早急に示すものとする。
- ・ 単位農協の共済事業は、全共連との共同元受となっており、リス クは全共連のみが負っているが、全共連は、単位農協の共済事業の 事務負担を軽くするような改善策を早急に示すものとする。

○ 単位農協の理事については、農業者の所得向上に向けた経済活動を 積極的に行えるようにするため、その過半は、認定農業者、農産物販 売や経営のプロとするとともに、理事の交替に際しても、経営を継続 的に発展させていけるよう十分留意する。

また、女性・青年役員を積極的に登用する。

- (2) 各単位農協が、自立した経済主体として、それぞれの創意工夫で積極 的に事業運営を行い、優良事例を横展開していく必要がある。
 - 〇 各単位農協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確にする。
 - 連合会・中央会は、こうした各単位農協の自由な経営を制約しないよう十分留意する。

ただし、預金保護に関連する信用事業については、健全性の確保が極めて重要であり、JAバンク法に基づき農林中金が単位農協に対して的確な指導を行う。

(3) 単位農協の事業の対象者(担い手農業者・兼業農家・地域住民)が複雑化する中で、それぞれのニーズに応じて事業を適切に運営する観点から、事業の内容・対象者に応じて、子会社の活用など、適切な組織形態を選択できるようにすることも必要である。

その際、単位農協が実際上地域のインフラとしての側面を持っており、 組合員でない地域住民に対してもサービスを提供していく必要が生じて いるが、一方で農業者の協同組織という農協法制の下では員外利用規制 は本質的なものであり、対応に限界があることに配慮する必要がある。

- 〇 必要な場合には、JAの組織分割や、組織の一部の株式会社・生活 協同組合等への転換ができるようにする。
- このことを前提に、農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。

2 連合会・中央会のあり方

連合会・中央会は、1 を前提に、単位農協を適切にサポートする観点で、 そのあり方を見直す必要がある。

- (1) 連合会・中央会の単位農協に対する関わり方や業務内容は、次のとおりとする。
 - 〇 全農・経済連は、
 - ・ 単位農協の農産物の有利販売に資するため、大口実需者との安定 取引関係を構築するとともに、単位農協が全農・経済連を通して販 売するかどうかは単位農協の選択に委ねる。
 - 取り扱う生産資材は競争力のあるものに特化するとともに、単位 農協が全農・経済連から仕入れるかどうかは、単位農協の選択に委 ねる。
 - ・ その他、農業・食品産業の発展(特に農業・農村の所得倍増)に 資する経済活動(投資活動を含む)を、経済界と連携して積極的に 実施する。

特に全農は、農業所得向上のための事業戦略を明確に立てて実行することとし、その際、農林中金の資金協力を得るものとする。

- 農林中金・信連・全共連は、
 - ・ 単位農協の金融事業の負担を軽くする事業方式を提供することとし、特に農林中金・信連は、単位農協から農林中金・信連へ事業譲渡を行い単位農協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単位農協に支払う手数料等の水準(単位農協が自ら信用事業をやる場合の収益を考慮して設定すること)を早急に示す。
 - ・ 豊富な資金を農業・食品産業の発展(特に農業・農村の所得倍増) に資するよう、全農等とも連携して積極的に活用する。
- 厚生連は、組合員でない者を含めて地域に必要な医療サービスを安 定的に提供する。

その際、あくまで民間組織であるので、公的医療機関としての機能を発揮する上で必要な場合には地方公共団体等から適切な支援を受けるものとする。

〇 中央会は、農協経営が危機的状態に陥ったことを背景に、昭和29年に農協の経営指導により農協組織を再建するために導入されたものであるが、中央会発足時に1万を超えていた単位農協が700程度に減少し、1県1JAも増加していること、JAバンク法に基づき信用事業については農林中金に指導権限が付与されていること、中央会自らは経済活動を行っていないこと等を踏まえ、単位農協の自由な経営展開を尊重しつつ、優良事例の横展開や農業者・単位農協の意思の集約、

農協間の連絡・調整、行政との連絡など今後の役割を明確にしていく 必要がある。

- (2)(1)を踏まえて、連合会・中央会の組織のあり方を見直す。
 - 全農・経済連は、経済界との連携を、連携先と対等の組織体制の下で、迅速かつ自由に(農協法に基づく員外利用規制、事業範囲の制約を受けないで)行えるよう、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とする。その上で、今後の事業戦略と事業の内容・やり方をつめ、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査して問題がない場合には、株式会社化を前向きに検討するものとする。
 - 〇 厚生連は、公的医療機関として地域に必要な医療サービスを提供する上で員外利用規制がネックとなる場合には、この規制がなく非課税 措置を継続できる社会医療法人に転換することを可能とする。
 - 〇 農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とする方向で検討する。
 - 農協改革については、農協を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に行える組織となるよう、的確な改革を進めるため、以下の方向で検討し、次期通常国会に関連法案を提出する。
 - ① 農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化をふまえて、 他の法人法制の改正時の経過措置を参考に適切な移行期間を設けた 上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。
 - ② 新たな制度は、新農政の実現に向け、単位農協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織のあり方については、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を得る。

3 行政における農協の取扱い

農協が、農業者が自主的に設立した民間組織であることを踏まえ、適切に取り扱う。

〇 行政は、単位農協も農業者の団体の一つとして、他の農業者やその

団体等と同等に扱う。

〇 行政は、単位農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底 し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数 料を支払って行うものとする。

なお、農協が補助金申請等に際して自主的に行う組合員サービス(申請書記載代行等)は、行政代行とは別ものである。

4 その他

5年間を農協改革集中推進期間とし、農協は、重大な危機感をもって、 以上の考え方に即した自己改革を実行するよう、強く要請する。 政府は、以上の改革が進められるよう法整備を行うものとする。

農業委員会改革の目的は、農業・農村の発展

- 農業者、特に担い手からみて、農業委員会が良くなり地域の農地利用の最適化が進むようになると思える改革とすることが必須
- ・ また、農業委員会批判を終息させ、今後は安定的な業務運営が行えるようにすることも重要
- 1 市町村の独立行政委員会である農業委員会については、
- (1) その主たる使命である、農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、 耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進) をより良く果たせるよ うにする必要がある。
- (2) また、現在の農業委員会の機能が、委員会としての決定行為、各委員の地域での活動、事務局の業務の3つに分けられることを踏まえて、それぞれが的確に機能するようにする必要がある。
- (3) このため、適切な人物が、透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにする必要がある。
- 2 農業委員会の業務については、
 - 〇 担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の 促進に重点を置くことを明確にする。
 - 〇 優良農地の確保の業務は強化することとし、農地転用違反事案について、権限を有する都道府県知事等に対して権限行使を求めることができることとする。
 - これらの業務に集中できるよう、法的根拠がなくても行える農業・農 民に関する事項についての意見の公表等を法令業務から削除する。
- 3 農業委員の選出方法については、
 - 適切な人物が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため、 市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に変更し、その際、事

前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。

- 〇 人数は、委員会を機動的に開催できるよう現行の半分程度とし、過半は認定農業者の中から選任し、また、利害関係がなく公正に判断できる者を必ず入れることとするなど、業務が公正・的確に行えるようにする。また、女性・青年農業委員を積極的に登用する。
- 〇 これに伴い、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止する。
- 〇 農業委員が責任ある判断ができるよう、報酬水準の引上げを検討する ものとする。その際、他の農業関係団体に対する事務費補助の見直しを 行う。
- 4 農業委員のほかに、農業委員会の指揮の下で、各地域における農地利用 の最適化(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規 参入の促進)や担い手の育成・発展の支援を推進する「農地利用最適化推 進委員(仮称)」を置く。
 - 〇 農地利用最適化推進委員(仮称)は、農業委員会が選任することとし、 その際事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。
 - 人数は、農地利用調整の単位となる地域の数に応じて適宜とし、報酬 は、市町村ごとに一定のルールの枠内で支給することを検討する。
- 5 農業委員会の事務局については、事務局員の人事サイクルの長期化を図るなど、事務局体制を強化する。
- 6 以上を前提に、それぞれの農業委員会が、市町村農業部局、都道府県、 農地中間管理機構等との密接な連携の下に、主体性をもって積極的に活動 するようにする。
- 7 都道府県農業会議、全国農業会議所については、農業委員会ネットワークとして、その役割を見直し、
 - 農業委員会の連絡・調整
 - 農業委員会の業務の効率化・質の向上に資する事業
 - 農地利用最適化の優良事例の横展開
 - 法人化の推進

- 法人経営等担い手の組織化及びその経営発展の支援
- 新規参入の支援

等を行う法人として、都道府県・国が法律上指定する制度に移行する。

- 8 農地転用については、優良農地の確保を基本としつつ、農業の6次産業化・成長産業化に資するとともに、農地流動化の阻害要因を取り除く観点から、見直しを検討する。
 - 〇 植物工場、販売加工施設などの農業の6次産業化・成長産業化に資する転用については、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。
 - 〇 農地流動化の阻害要因となる転用期待を抑制する観点から、転用利益 の地域農業への還元等、公平で実効性ある方策について、中長期的に検 討を進める。

農業生産法人要件

- ・ 平成21年の農地法改正(所有中心から利用中心への転換)及び昨年 の農地中間管理機構関連法(リース方式(機構が借受け、転貸する)による担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進、耕作放棄地の発生防止・解消)は、戦後の農地解放のマイナス面(約1haの農地所有を生み出すことで、農地の流動化を阻害)を払拭する農地制度の大転換であり、これを軌道にのせ、農地利用の最適化を確実に進めていくことが最優先事項
- ・ 農業生産法人要件については、担い手である農業生産法人の経営の 発展に資するという観点から見直し
- 1 農業生産法人要件は、農地を所有できる法人の要件であるので(リース方式で参入する企業はこの要件をみたす必要はない)、これの見直しについては、企業の農地所有に係る農業・農村の現場の懸念(農業から撤退したり産廃置場になるのではないか)に十分配慮することが必要である。
- 2 1の懸念がない範囲で、農業生産法人要件をみたしている法人が6次産業化等を図り経営を発展させようとする場合の障害を取り除く等の観点から、見直しを行う。
 - 6次産業化により法人における販売・加工等のウェイトが高まり、農作業のウェイトが低くなることから、役員の農作業従事要件については、役員等の1人以上が従事すればよいこととする。
 - 〇 6次産業化等経営発展を目指す場合に資本増強の必要性が生ずること から、議決権要件については、農業者以外の者の議決権は2分の1未満 までよいこととする。
- 3 更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業に関する法律」の5年後見直し(法附則に規定)に際して、 それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討する。

所有方式による企業の農業参入の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な原状回復手法(国の没収等)の確立を図ることを前提に検討するものとする。

「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革事項について

No	事項名	提案の具体的内容等	措置の概要等	実施時期	所管省庁
1	中国向け輸出水産 物に係る手続きの 円滑化(衛生証明 書発行機関の変 更)	現行の国内4検査機関から、行政機関での衛生証明 書の発行を可能とする。	中国向け輸出水産物に必要な衛生証明書について、地方自治 体を含む行政機関において衛生証明書の発行を開始する。	措置済み	厚生労働省
2	梅酒の表示の適正 化	梅酒の区分表示について、 酸味料を加えていない梅酒 を本格梅酒とし、その他は 梅酒と表示すること。		業界団体に よる自主基 準の策定ま で随時措置	財務省
3	大規模建築物にお けるCLTの活用の ためのJAS規格の 策定及び一般的な 設計法に関する基 準の策定	CLT(※)を一般的な建築資材として広く利用するため、JAS規格及び一般的な設計法に関する基準の策定をすること。 (※)CLT:ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル	農林水産省にてCLTのJAS規格を制定する。 国土交通省にてCLTを用いた建築物の一般的な設計法を平成 27年度までに検討し、結論を得次第措置する。農林水産省にお いても強度データの収集等に協力する。	JASが置 一計で27に論措格は 般法は年検を置格は、度討得なつででは、次次はないのでは、変にののでは、変にがないがでは第	国土交通省 農林水産省
4		人間の健康にとって機能性 の高い成分を含んだ農畜産 物について、その機能性を 表示できる仕組みを早急に 構築すること。	いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、平成26年度中に検討の結論を得た上で実施する。	平成26年度 結論・措置 (加工食 品、農林水 産物とも)	消費者庁 厚生労働省 農林水産省
5	働きながら日本料 理を学ぶための在 留資格の要件緩和	在留資格「特定活動」の該当例に調理師を加え、入国管理上における一定の条件を整えた留学生については、卒業と同時に在留資格「留学」から「特定活動」への変更を可能とし、一定の期間日本国内で料理業務に従事(就労)することを可能とすること。	農林水産省が事業全体の運用に指導・監督的な立場で関与することを前提に、日本料理海外普及人材育成事業実施要領を制定し、働きながら日本料理を学ぶための活動を特例的に認める。	措置済み	農林水産省 法務省 厚生労働省
6	多様化する農業法 人での雇用労働へ の対応	農業に従事しつつ製造・加 エ・販売等にも従事する従 業員の労働基準法上の取 扱について明確にしたガイド ライン等を作成すること。	農林水産省・厚生労働省の連名で、6次産業化に取り組む農業 法人向けのパンフレットを作成し、関係機関に周知する。	措置済み	厚生労働省
7	食品加工・輸出手 続きの円滑化(食 品衛生管理者の資 格取得の円滑化)	食品衛生管理者資格認定 講習会について、講習会の 受講機会の増加により、受 講者の負担の軽減が図られ るようにすること。	食品衛生管理者の講習会受講者の負担を軽減できるよう、これまで講習会を実施している団体と調整を行い、一般共通科目については全国3カ所程度での実施、専門科目については複数回実施できるよう検討し、実施する。	平成27年度 措置	厚生労働省

No	事項名	提案の具体的内容等	措置の概要等	実施時期	所管省庁
0	小水力発電推進の	慣行水利権が設定された水路への小水力発電の設置について、許可水利権が設定された水路における従属発電と同様の手続きで新規の発電水利権が得られるよう、手続の簡素化を行うこと。	慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の水利使用手続について、以下①、②、③は「慣行水利権に係る小水力発電の水利使用手続の簡素化について」(平成25年12月11日国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長及び河川環境課流水管理室長通知)を発出し、周知済み。①慣行水利権を利用した従属発電を法改正の登録制の対象とする場合に、取水量調査の期間を短縮化することや取水量調査の頻度などを少なくするなど地域の実情に応じて必要最小限の簡素なものとするよう農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。②慣行水利権の農業用水路を利用した新規の発電許可について、地域の実情に応じて河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できるなどの簡素化措置について農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ③地方整備局等において、上記簡素化措置にも役立てるよう、河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロジェクト形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、その調査結果を積極的に提供する。	措置済み	国土交通省
9		小水力発電施設の設置の ために必要なダム水路主任 技術者の選任について、農 業水利施設を活用した小水 力発電を活用するため選任 要件の緩和を行うこと。	平成25年12月に開催した産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会での審議及びパブリックコメントを経て、電気事業法に基づく告示及び内規を改正(平成26年3月施行・公表)し、①土地改良法が適用される農業用水路等に水力発電設備が設置される場合には、出力や最大流量にかかわらず、ダム水路主任技術者の選任を不要とし、②農業土木学の履修者を含め、土木に関する一定の学科を修めた者については許可を行うことを明確化した。	措置済み	経済産業省
10	境の改善	に実施できるよう、申請書の	買物不自由地域を解消するための移動販売車を推進する観点から、移動販売にかかる許可基準及び申請書様式の統一化を進める方策について検討し、技術的助言として示しているガイドラインの改訂及び申請書様式について平成26年中に措置する。	平成26年措 置	厚生労働省
11		航空機製造事業法で定められる無人機については総重量100kg以上のものが規制されるが、その重量を欧州並みの150kgに引き上げるべき。	航空機製造事業法上の無人機の重量について、我が国の無人 機製造業の実態に合わせ見直しを行う。	措置済み	経済産業省
12	外国人技能実習制度の見直し	技能実習期間(1号及び2 号、合計3年)が終了し、一 定レベル以上の技能を身に つけた技能実習生が、より 高度な技能もしくは多能工と して必要な関連技能を身に つけるため、更に2年程度 の技能実習を可能とする制 度を創設するべき。	法務大臣の私的懇談会である「第6次出入国管理政策懇談会」の分科会において、制度適正化のための施策とともに、例えば、優良な受入れ機関については、一定の要件を満たす技能実習生が、従来より一段高い技能等を修得するために、再技能実習を認めることや技能実習期間を延長すること等の施策について、国際協力に資する観点から検討し、平成26年6月、制度の見直しに関して一定の方向性を出す。	措置済み	法務省厚生労働省

農林水産業の輸出力強化戦略

平成28年5月

目 次

Ι	農林	水産業の輸出力]強化に[句けて	(本單	銭略の	趣旨) • •	•	• •	•	•	•		•	•	1
II 食		の意欲的な取糸 業者に届ける「						_			-				-		
		7つのアクショ 2つのメッセー															
Ш	農林	水産業の輸出力	り強化に	向けた	具体	的な戦	战略 •					•					5
第	<u>,</u> 1	民間の意欲的な	な取組を	支援す	る・				•		•	•		•	•	•	5
	1.	市場を知る、市	場を耕る	す (ニ-	ーズの	の把握	、需	要の	掘り	起	し)					•	5
	2.	農林漁業者や食	E 品事業	者を、済	毎外に	こつな	((!	販路	開招	5 . 1	共糸	合面	iの	対原	心)	•	6
	3.	生産物を海外に	運ぶ、	毎外で	売る	(物流) • •		•		•	•	-		•	•	8
		輸出の手間を省															
	5.	戦略を確実に実	ミ行する	(推進化	体制)				•		•	•	•		•	1	1
第	5 2	意欲ある農林漁	魚業者、	食品事	業者	にメッ	セー	・ジを	届(ナる						1	2
	1.	国・地域別の農	農林水産	物・食	品の	輸出拡	大戦	略・				•				1	2
	2	品目別の輸出力	1 強化に	向けた	対応.	方向•										1	2

I 農林水産業の輸出力強化に向けて(本戦略の趣旨)

我が国では少子高齢化が他の国より速いペースで進行しており、今後国内の食市場は縮小すると見込まれている。一方で世界に目を向ければ、日本と距離が近いアジアを中心とした新興国では経済成長、人口増加が進んでおり、世界全体の食市場は平成21年(2009年)の340兆円から平成32年(2020年)には680兆円まで倍増すると推計されている。

我が国のおいしくて、安全な農林水産物や日本食は、世界において高い評価を受けている。平成25年(2013年)には「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録され、平成27年(2015年)に開催された「食」をテーマとする初の万博であるミラノ万博において日本館は高い評価を受けた。さらに、海外における日本食レストラン数も平成25年(2013年)の5.5万店から平成27年(2015年)には8.9万店に増加し、海外からの訪日客は平成27年(2015年)には年間1,974万人と過去最高を記録するなど、「日本食」に対して追い風が吹いている。

農林水産物・食品の輸出額は着実に伸びており、平成25年(2013年)から3年連続で過去最高額を更新し、平成27年(2015年)の輸出実績は7,451億円と、平成28年(2016年)に7,000億円という中間目標を1年前倒しで達成した。

このような状況の中、TPP協定が署名(平成28年(2016年)2月)された。TPP協定では、コメや牛肉など我が国が特に輸出の拡大を図っている品目全てについて、相手国の関税が撤廃されることとなった。TPPは、日本の農林水産物・食品を世界に売り込む大きなチャンスである。

今後、海外において食の需要が拡大すると見込まれる中で、輸出は、農林水産物・食品の販路拡大につながる重要な手段である。長い年月の間に培われた高い技術力により、四季がある日本で旬の農林水産物や多様な食品を提供できるということは、我が国の農林水産業・食品産業の強みである。海外のニーズに合った高品質な日本産品をより多く輸出できるよう、バリューチェーンをつなぐことができれば、農林漁業者や食品事業者の所得の向上が期待できる。

また、生産を拡大できる環境が整うことで、意欲ある若い担い手が新たに農林漁業に参入するとともに、ITなどの新技術を駆使して創意工夫にあふれた経営を実践していくことが可能となり、農林漁業の閉塞感を打開し地方創生につなげていける

ものと確信する。

輸出を実行していくのは農林漁業者であり、食品事業者である。主役たるこれらの事業者のチャレンジや創意工夫が一層引き出され、意欲的な取組が行われるよう、側面から支援していくことが政府の基本姿勢である。同時に、民間では対応できない外国の規制等への対応については、政府として全力で取り組む。

当ワーキンググループでは、輸出に関係する各分野(ニーズ・需要、販路開拓、供給面、物流、輸出環境整備)毎に、有識者から御意見を聞き、「農林水産業の輸出力強化戦略」を取りまとめた。

今後は、輸出を企画・議論する段階から一歩踏み出し、多くの事業者がこの戦略 で盛り込まれた施策を活用して、具体的な行動を起こしていただくことを期待する。

また、個々の民間主体の情報を補い、意欲ある事業者の海外展開の一助となるよう、それぞれの国・地域ごとに、現地の消費者の嗜好、日本や他国からの輸入の状況などを分析し、輸出拡大に向けた課題と具体的な取組を示した「国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略」を策定した。

さらに、農林漁業者が発想を転換し、創意工夫を発揮して輸出にチャレンジする きっかけとなるよう、品目別に輸出を目指す場合の課題と今後の取組の方向を示し た「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」を策定した。

国内のマーケットに加えて、海外のマーケットが獲得できれば、農林漁業・食品産業の未来は開かれる。農林水産物・食品の輸出額については、平成32年(2020年)の1兆円目標を可能な限り早期に達成する。そして、農林漁業者、食品事業者と流通業者・物流業者や行政が力を合わせて、輸出の高みを目指す取組を進め、農林水産業の成長産業化を確かなものとすることが重要である。

農林水産業・地域の活力創造本部 農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ

Ⅲ 民間の意欲的な取組を支援する「7つのアクション」と意欲ある農林漁業者や食品事業者に届ける「2つのメッセージ」

輸出力強化のための具体的な戦略のうち、農林水産物・食品の輸出拡大の課題解決に不可欠で、スピード感を持って進めるべき新たな取組を「7つのアクション」として抽出した。官民がそれぞれの役割分担の下でこれらの取組に速やかに着手し、軌道に乗せていく。この秋には早速、「7つのアクション」の進捗状況等を検証することとする。

「国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略」と「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」は農林漁業者や食品事業者に向けての「2つのメッセージ」である。これらにより、輸出に関心のある事業者はもとより、関心のなかった方々、これから農林水産業に取り組もうとする方々に農林水産物・食品の輸出を視野に入れていただければ幸いである。そして、多くの事業者がこれらを活用して、農林水産物・食品の輸出拡大に取り組んでいただくことを期待する。

1. 7つのアクション

■ 情報の一元的提供

(まずは、「相手国・マーケット・ライバルを知る」)

○ 現地のニーズなど輸出に関する情報をJETROに一元的に集約し、WEBやメルマガ等、ユーザーが使いやすい形で提供します。

■ 日本産の「品質の良さ」を世界に伝える

(日本の「強み」をアピール)

- O JASの仕組みを活用し、海外の消費者・事業者に対して日本産品の品質や特色を担保する 制度の創設を検討します。
- 〇 インバウンドとの連携や日本文化との一体的プロモーションに取り組み、日本の農林水産物・食品の輸出拡大に結び付けます。
- <u>「ライバル国に負けない」ための戦略的販売(リレー出荷・周年供給)を進め</u>る

(「売り込み体制を整えて、前へ」)

- 〇 平成28年度に香港向けに本格的に実施する果物のリレー出荷をサポートします。
- O 新たに国・地域別イベントカレンダーを策定することで、全国統一的なプロモーションを 実施します。
- 最新の鮮度保持技術で、船舶により大量に高品質な農林水産物・食品を供給します。

■ 農林漁業者自身が海外において販売拠点を設ける取組をサポート

(「新しい発想の輸出をつくる」)

O シンガポールでの農水産物産直市場設置の取組に対する支援を検討します(まず「成功例をつくる」)

■ 既存の規制を見直し、国内の卸売市場を輸出拠点へ

(「いつもの市場から海外へ」)

- 市場施設を海外バイヤーに開放するとともに、コンテナヤード等の整備を進めます。
- 〇 卸売業者と海外バイヤーが直接取引したり、海外バイヤーの依頼で、仲卸業者が産地と直接取引できるよう規制緩和します。
- 諸外国の規制の緩和・撤廃のため、省庁横断でチームをつくり、戦略的に対処 (「輸出可能な品目・輸出先を増やす」)
 - 〇 食品安全、放射性物質、検疫、通関手続きなどの輸出に関する規制等の緩和・撤廃に向け た取組を加速化させるため、内閣官房に「輸出規制等対応チーム(仮称)」を設置します。

■ 国内の輸出関連手続きを改革

(輸出の「手間を省く」)

- 〇 省庁が連携して各輸出関連証明書の発行手続きの抜本改革に取り組みます。
- 〇 動植物検疫につき、これまでの主要海空港以外でも、早朝・夜間・土日・祝日も柔軟に対応します。

2. 2つのメッセージ

- 国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略を提示 (※21の国・地域) (個々の民間主体の情報を補い、新しい展開の一助へ。そして、意欲ある農林漁業者や食品事業者が、具体的に「売れる可能性」を感じてもらい、「海外に打って出る」きっかけに)
 - 輸出先国の消費者の嗜好やライバル国の状況も調べ、幅広いルートでニーズを把握の上、 重点品目、有望品目を設定します。
 - O 品目ごとのターゲット、販路開拓の取組も提案します。
 - 今後も更新しながら、最新の情報を農林漁業者や食品事業者に提供します。
- <u>品目別の輸出力強化に向けた対応方向を提示</u> (※米、青果物、茶、畜産物、水産 物など)

(広く農林漁業者へのメッセージ。「産地が変わる」 きっかけに)

〇 品目別に輸出を目指す場合の課題と今後の取組方向を農林漁業者等に提供します。

Ⅲ 農林水産業の輸出力強化に向けた具体的な戦略

第1 民間の意欲的な取組を支援する

1. 市場を知る、市場を耕す (ニーズの把握、需要の掘り起し)

(1) 現地のニーズを継続して把握し、情報をまとめて、提供する

- 関係省庁、関係団体は、在外公館や現地事務所を通じるなどにより、現地の農林水産物・食品の市場に関する情報等を継続的に収集
 - ◇ 在外公館の「日本企業支援担当官(食産業担当)」は、現地の輸入に関する制度、 公館のイベント等で供された日本食に対する反応などの情報を収集
 - ◇ JETROは、現地の食生活に関する一般情報、インストアショップでの販売状況、展示会・商談会等での反応や成約状況などの情報収集。あわせて、プロモーション活動やバイヤー招聘などの成功事例、失敗事例を評価・分析した情報も蓄積
 - ◇ 農水省は、輸出統計のより詳細な分析を行うとともに、分析対象国を10ヶ国から倍増
 - ◇ 観光庁・JNTO(日本政府観光局)は、訪日外国人旅行者の消費動向、ニーズなどの 情報を収集
- 上記により収集した情報を輸出戦略実行委員会と連携して JETROに一元的に集約。WEB やメルマガ等、ユーザーが使いやすい形で提供するとともに、プロモーション活動やバイヤー招聘などに反映。

(2)プロモーションを統一的、戦略的に行う

・ 輸出戦略の「参謀」として、民間有識者も参画した「企画戦略会議」を輸出戦略実行 委員会の下に設置。プロモーションの企画・実行は、JETROの機能を最大限活用しつつ、 官民一体となって統一的・戦略的に推進

〔企画戦略会議の取組〕

- ◇ 1年以上先のイベント情報を盛り込んだ「国・地域別イベントカレンダー」を作成し、フェアの重複排除やイベント間の連携、出展者の掘り起しなどに活用
- ◇ リレー出荷、産地間連携の取組の企画・検証
- ◇ インバウンドと農林水産物・食品の輸出の連携強化
- JASの仕組みを活用し、海外の消費者・事業者に対して日本産品の品質や特色を担保する制度の創設を検討

(3)多様な方法でプロモーションを行う

総理外遊等の際のトップセールスや東京オリンピック・パラリンピックなどの大型イ

ベントの機会を活用したプロモーションを実施

- 在外公館やジャパン・ハウスを日本産品や日本食・食文化の発信拠点として活用
- ・ 在外公館のレセプション等に、著名シェフなど「インフルエンサー」を招待し、日本 産品や日本食・食文化の魅力を広めてもらうよう働きかけ
- 日本食普及の親善大使(平成28年2月時点34名)の活用や専門的知識を持つ人材育成 を通じた日本産品や日本食・食文化の発信
- 海外の酒類教育機関であるWSET(Wine and Spirits Education Trust)の講師候補者を 日本に招聘することなどにより、ソムリエなど日本酒の専門的知識を持つ人材の育成
- ・ 海外食品のプロモーションで実績・ネットワークを持つ機関(SOPEXA)とJETROとの連携を通じた、新たなノウハウ・ネットワークを導入したプロモーションの実施
- 日本産品や日本食・食文化を紹介した放送コンテンツ、ポータルサイト及びアプリの 作成や取材機会の提供により、様々な海外メディア・WEBメディア等を活用して世界に発 信
- 日本酒アプリ"sakefan World"の充実と展示会における活用等の促進〔民間〕

(4)日本文化・食文化と一体として、売り込む

- ・ 海外主要都市において、レストラン、販売スペース、展示スペースなど、日本食や食 文化等を発信する機能を持つ施設の設置・運営を支援
- 和食等の食文化や食器等の伝統工芸品、コンテンツ等の日本文化と食材をセットにしたイベントの実施

(5) インバウンドを輸出に結び付ける

- 広域観光周遊ルートにおけるモデルコースや食・農業体験などを活かした旅行など、「食」や「農」をテーマにした旅行商品の開発・販売
- ・ 「食と農の景勝地」認定制度の導入や「農泊」の推進(平成32年度までに50地域)による、外国人旅行者に農山漁村や日本食・食文化を体験してもらう取組の拡大
- 日本の農林水産業や日本食・食材の魅力を発信する「ジャパン・ハーヴェスト」(平成 28年11月・東京)等の開催
- 道の駅、空港、クルーズ船の寄港地などにおける、外国人旅行者を対象とした農林水 産物・食品のお土産としての持ち帰りを促進
- 持ち帰り可能な農畜産物がわかる多言語化リーフレットの配布
- ビジット・ジャパン事業を通じ、日本産品や日本食・食文化等についての情報を、国・地域ごとの消費動向等を踏まえて選択しつつ発信

2. 農林漁業者や食品事業者を、海外につなぐ (販路開拓、供給面の対応)

(1)輸出についての相談をしやすくする

- JETROと農林水産省の相談窓口の有機的連携と相談体制の強化
 - ◇ 相談窓口の連絡先などを記載したパンフレット等の作成・配布
 - ◇ 輸出に関心のある農林漁業者や食品事業者に対する出張説明
- ・ JETRO専門家(輸出プロモーター、新輸出大国コンソーシアム専門家)や6次産業化プランナー(平成28年度中に輸出に関する相談・アドバイスを行える人材を100名確保)による相談内容に応じた様々な専門家の支援
- 農林漁業者や中小食品事業者などを対象とした輸出実務に関する研修会・セミナー等の充実

(2)農林漁業者や食品事業者と貿易のプロを結びつける

- 海外バイヤーを国内の卸売市場や産地等に招聘しつつ商談会を開催
- 見本市については、①集客力が大きく、近隣国からもバイヤーが集まるフラッグシップとなるものへの出展、②今後の輸出拡大が特に強く期待できる国での出展を拡大
- 商談会での成約率を上げるため、①商談前に、参加者に基礎知識を習得するためのセミナーや事例紹介、国内の貿易業者の紹介を行う、②商談後に、取引状況の分析結果や現地マーケット情報を提供するなど、参加者に対するフォローアップを強化
- 国内貿易業者や海外バイヤーのリストを常に最新情報に更新するとともに、輸出先や 取扱品目など各業者の情報を追加
- 輸出を希望する農林漁業者・事業者とその商品のリスト化を行い、海外バイヤー等に 提供

(3)様々な販売ルート、販売手法を提案する

- ・ 日本産食材を積極的に使用するレストラン等として認定を受けた「日本産食材サポーター店」や日本料理の知識・技能が一定レベルに達した者として認定を受けた外国人料理人を増やして、日本の食材・食品の利用・販売を促進(平成30年度までに「日本産食材サポーター店」を3,000店舗以上認定。平成30年度までに日本料理の調理技能認定において1,000名以上認定)
- 外国人が国内の日本料理店で働きながら伝統料理等の技術を修得する取組を推進
- ・ 日系コンビニや現地スーパー等における日本の食材・食品の試験販売を実施(平成28年11月、ベトナムの日系コンビニ200店舗で実施)
- 海外に産直市場を設置し、農林漁業者から生鮮品・一次加工品を直接輸出する取組を 支援(シンガポールでの構想を検討)
- JAグループにおいて、農業者等のリスクをカバーする等の多様なニーズに一元的に対応する輸出促進のための新法人を立ち上げるとともに、シンガポール等における輸入拠点の段階的な整備を検討
- ネットを活用した宅配・予約販売方式による輸出の取組を推進〔民間〕
- 機内食、健康食、冷凍食など新分野への参入による市場開拓〔民間〕

- 現地の消費者に日本食や食文化などを説明できる現地販売員を育成するとともに、現地の消費者に食べ方、調理法、文化的背景等の知識を伝えるための調理デモンストレーションや試食を推進
- ・ 和牛のモモ肉やバラ肉等の良さを引き出す食べ方(焼き肉、すき焼き等)や薄切りといった技術を海外のシェフや流通・小売業者に習得させるための取組の推進(平成28年度以降3年間で、計8ヶ国50人のシェフ等を日本に招聘)

(4)代金決済の不安を取り除く

- 低保険料率の農林水産業関係法人向け貿易保険の新設(「中小企業輸出代金保険」の対象法人の拡充)と利用の促進(農水食品分野での利用社数を3年間で現在の3倍以上である150社以上。)
- ・ 出荷から実際の輸出に至るまでの各種輸出手続き等を代行・支援する体制を整備〔民 間〕
- 輸出に取り組む事業者に対し、海外バイヤーの信用調査サービスを提供

(5)海外ニーズにマッチして、生産する

- ジャパンブランドの定着のため、リレー出荷・周年供給体制を整備
- 青果物については、日本青果物輸出促進協議会が、各産地が行う販促イベントの時期 を調整し、産地が連携して通年で販売する体制を新たに構築(平成28年度に香港で実施)
- 輸出先国のニーズに対応した新品種の開発・導入の推進や優良品種への転換
- 省力化・収量増、コスト低減につながる新しい栽培技術の開発・導入の推進
- ロボット技術やICT等の先端技術を応用した技術開発を推進

(6)海外輸入規制に適合して、生産する

- 輸出先国の動植物検疫等に対応した栽培方法・検査体制等の確立・導入の推進
- 輸出先国の残留農薬基準をクリアするための防除体系の確立・導入の推進
- 動植物検疫が不要な加工形態の商品の開発・輸出の取組の推進
- 各都道府県に専門家をメンバーとする産地サポート体制を整備し、輸出先国の規制に対応した防除・生産・選果等に関する助言・技術指導等を実施
- ・ HACCP、ハラールなど輸出先国が求める食肉処理施設の整備を関係者の合意に基づき 推進

3. 生産物を海外に運ぶ、海外で売る (物流)

(1)安く運ぶ

- ・ 改正物流総合効率化法の活用による共同輸送の促進等を通じた出荷単位の大口化
- 就航ニーズの高い国内空港の発着便数の拡大等による競争環境の整備

- 空港着陸料減免措置の継続
- 成田空港での冷蔵倉庫増床に係る賃料の割引措置の導入に向けた検討
- ・ 生鮮品の大量かつ低コストの海上輸送を可能とする最新の鮮度保持輸送技術の普及の 促進・新規技術開発
- 空港における流通加工基地の設置など流通工程の簡素化〔民間〕

(2)より多く、品質を守って、運ぶ

- 空港・港湾等の輸出拠点周辺における冷蔵倉庫等の整備の促進
- 成田空港において、貨物上屋の機能向上や貨物エリア内の導線改良を実施
- 那覇空港において、暫定LCC施設の移設による貨物エリア拡大や駐機スポットの増設。また、国際物流ハブ化に向けた検討を推進
- 港湾におけるリーファーコンテナ輸出環境の向上
- ・ 官民ファンドを活用した日本企業による海外コールドチェーン事業の参入に対する支援(ベトナムで冷凍冷蔵倉庫が平成28年8月稼働予定)
- 海外の物流環境改善に向けた政府間対話等の推進
- クール宅配システム等の規格化・国際標準化に向けた取組の促進

(3)中小事業者が売りやすくする

- 卸売市場施設を海外バイヤーや輸出業者が有効利用できるように施設の開放を促進するとともに、海外バイヤーと卸売業者が直接取引できるよう規制を緩和
- 卸売市場内に輸出向けに利用できるコンテナヤード等を整備するとともに、市場内で 各種輸出関係証明書を発行
- ・ 官民ファンドを活用したジャパンモール(日本産品・日本製品の販売店や日本食レストランが集積した商業施設)の設置・運営の支援(シンガポールで平成28年7月開業予定、マレーシアで平成28年10月部分開業予定)
- 海外に産直市場を設置し、農林漁業者から生鮮品・一次加工品を直接輸出する取組を 支援(シンガポールでの構想を検討)【再掲】
- JAグループにおいて、農業者等のリスクをカバーする等の多様なニーズに一元的に対応する輸出促進のための新法人を立ち上げるとともに、シンガポール等における輸入拠点の段階的な整備を検討【再掲】
- ・ ネットを活用した宅配・予約販売方式による輸出の取組を推進〔民間〕【再掲】

4. 輸出の手間を省く、障壁を下げる (輸出環境の整備)

(1)輸出手続の手間を省く

NACCS (輸出入・港湾関連情報処理システム)により一元処理できる証明書の範囲の 拡大 (輸出証明書(原発事故関連)、漁獲証明書、衛生証明書について、平成28年度中 の実施を目指し、関係省庁間で調整)

- 証明書窓口・受領場所の拡大(卸売市場における輸出証明書(原発事故関連)の受領、 漁獲証明書を発行する都道府県の拡大等について、平成28年度中の実施を目指す)
- ・ 国際的にネットワーク化の動きがある証明書(植物検疫証明書・動物検疫証明書)に ついて電子化を推進
- 衛生証明書関係の発行手続きの簡素化、迅速化
 - ◇ 地方厚生局等における衛生証明書等発行申請のペーパーレス化
 - ◇ 中国向け水産食品について、同一製品を継続して輸出する場合には自主検査成績書の添付を不要、外観やにおいなどの確認報告書の添付の不要等
 - ◇ EU向け水産食品について、一定の要件を満たした場合に輸出時の現場検査の頻度回数を削減
 - ◇ 輸出認定施設外の倉庫に搬出・保管された食肉についても、衛生証明書を発行
- 各種輸出関連証明書の申請発行手続きに関する情報を容易に検索できるサイトの開設 (平成28年度中に開設)
- 主要空港の税関や植物防疫所・動物検疫所は24時間365日体制で対応(それ以外の場所でも事業者の要請に応じて早朝・夜間、土日・祝日も柔軟に対応)

(2)輸出の障壁を下げる

食品安全、放射性物質、検疫、通関手続き、流通業・物流業等の外資規制などの輸出に関する規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化させるため、内閣官房に関係省庁を構成員とする「輸出規制等対応チーム(仮称)」を設置

[対応チームの役割]

- ◇ ヒアリングなどにより、輸出に取り組む民間企業等の意見や要望等を幅広く把握 し、交渉方針等に反映
- ◇ 交渉の選択肢を広げるため、各省庁から課題を出し合い、オールジャパンで交渉 方針等を決定
- ◇ 交渉方針に基づき関係省庁が相手国に働きかけ、その結果を共有しながら解決を 図る
- 海外からの病害虫等の侵入により輸出が止まることがないよう、動植物検疫体制を強化
- 家畜疫病発生による畜産物輸出の即時全面ストップを回避するため、相互に輸入停止 を発生地域に限定して輸出を継続できるシステムの構築(アメリカ、EUと協議中)
- 海外での日本の既存添加物の使用が認められるよう、海外当局への申請に必要な安全 性試験等を実施(平成28年度からクチナシ青色色素、クチナシ黄色色素、ベニコウジ赤 色色素の安全性試験等を実施)
- 海外での残留農薬基準(インポート・トレランス)が設定されるよう、海外当局への申請に必要な各種試験を実施。

新規に登録及び残留農薬基準の設定が行われる農薬について、輸出先国においても同時期に基準が設定されるようOECD諸国と国際共同評価を行うとともに、アジア諸国に対して国際共同評価への参加を働きかけ

(3)国際規格・認証をとる

- 海外の小売事業者等から要求される、GLOBAL G. A. P. などの国際的な認証取得の推進
- 日本発の国際的に通用する民間の規格・認証の仕組みの構築
 - ◇ GAP (平成28年度から認証を開始し、最初の1年間に10件以上の認証、平成29年度の 国際的な申請を目指す)
 - ◇ HACCPをベースにした食品安全管理規格(平成28年度から認証を開始し、最初の1年間に10件以上の認証、平成29年度の国際的な申請を目指す)
 - ◇ 水産エコラベル(平成29年度までにMELジャパン(マリン・エコラベル・ジャパン) の中に輸出向け水産物の認証スキームを構築することを目指す)
 - ◇ 国際クール宅配システム(平成28年度中の国際規格策定を目指す)
- HACCPの制度化への検討(「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」を開催し、平成28年末を目途に報告書とりまとめ)

(4)本物を守る

- ・ 地理的表示(GI)について、諸外国と相互にGIを保護できる制度を整備するとともに、 GIマークの海外における商標登録を推進。
- UPOV(植物新品種保護国際条約)91年条約への加盟を強く働きかけるとともに、海外での知的財産権(特許、商標、意匠、新品種育成者権等)の取得や知財トラブルへの対応を支援

(5) イスラム市場に打って出る

- ・ 各国ごとに異なるハラール認証に関する情報を収集し、随時更新するとともに、JETR 0にハラール食品の専門家を設置し、ハラールセミナーを集中的に開催
- 関係者の合意に基づくハラール対応可能な食肉処理施設の整備を推進

5. 戦略を確実に実行する (推進体制)

(1)輸出戦略の実行をチェックし、更に進める

- 輸出戦略を着実に推進するため、輸出戦略実行委員会に新たに企画戦略会議を設置するとともに、現行の部会などの役割分担、組織・メンバーの見直しを実施
- 輸出戦略実行委員会において、毎年度、PDCAサイクルに基づき、輸出戦略に基づく実 行状況等を検証し、必要な見直しを実施
- 輸出戦略に関する説明会を全国各地で開催するとともに、ホームページやSNS等を活

用した情報提供を実施

(2) 主要輸出先国で官民一体となった輸入促進体制をつくる

・ 主要輸出先国において、在外公館、JETROの海外事務所、輸出業者、日本食レストラン、日系のスーパー・コンビニ、日系物流事業者、現地バイヤー等が、現地の情報や課題を共有し、関係者が協力して課題解決に取り組む体制を検討

第2 意欲ある農林漁業者、食品事業者にメッセージを届ける

1. 国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略

- ・ 個々の民間主体の情報を補い、意欲ある農林漁業者・食品事業者の海外展開の一助となるよう、それぞれの国・地域ごとに、現地の消費者の嗜好、日本や他国からの輸入の状況などを分析し、輸出拡大に向けた課題と具体的な取組を示した「国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略」を策定(別紙1)
- 今後、それぞれの国・地域ごとの有望品目、ターゲット(所得層、年齢層、民族、都市など)、プロモーション方法等に関する分析を更に進めるとともに、毎年度、「国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略」に基づく実行状況等を検証し、戦略を深化

2. 品目別の輸出力強化に向けた対応方向

- 農林漁業者等が、発想を転換し、世界のマーケットにも目を向けて、創意工夫を発揮して輸出にチャレンジするきっかけとなるよう、米、青果物、茶、花き、畜産物、水産物、加工食品、アルコール飲料、林産物について品目別に輸出を目指す場合の課題と今後の取組の方向を示した「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」を策定(別紙2)
- 毎年度、「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」に基づく実行状況等を検証し、必要な見直しを実施

農林水産物輸出インフラ整備プログラム

平成28年11月

目 次

Ι.	は	じ	め	Ξ	•	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
Π.	輸	ì出	1	ンフ	7 =	整	備	の	考	え	方	ح	重	点	方	針																					1
1		/\	<u> </u>	ド面	Īσ.	ノ	ン	フ	ラ	整	備		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1
	(1)	総	侖	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•			•	•	•	•	•	•	•	1
	(2)	各	侖		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•			•	•	•	•	•	•		2
		1	生	産・	加	ı	•	集	荷	拠	点						•	•												•					•		2
		2	物		L点	į	•	•		•							•	•												•					•		3
		3	海	外换	L点	į	•	•		•							•	•												•					•		3
2	2.	輸	i出 ⁻	ナオ	-,	- ト	体	制	等	の	整	備	(ソ	フ	۲	面	の	1	ン	フ	ラ	整	備)										•		4
	(1)	事	業者	纤	F ^	の	サ	ポ	_	۲	体	制	の	整	備		•																	•		4
				变・																																	
Ш.	当	面	の.	具体	泊	整	備	案	件			•	•		•	•	•				•	•								•	•	•	•	•	•		4
1	١.	/\	_	ド面	Īσ.	ノ	ン	フ	ラ	整	備					•		•																	•		4
	(1)	生	産・	加	ıŢ	•	集	荷	拠	点		•		•	•	•				•	•								•	•	•	•	•			4
		1	農	産物	艰	係	•			•						•	•	•			•	•									•		•		•		4
		2	畜	産物	限	係						•	•		•	•	•				•	•								•	•	•	•	•			5
		3	水点	産物	艰	係	•			•						•	•	•			•	•									•		•		•		5
	(2)	物		几点	į	•	•		•						•	•	•			•	•									•		•		•		6
	(3)	海	外执	几点	į	•	•		•						•	•	•			•	•									•		•		•		7
2	2.	輸	i出·	サオ	 °-	- ト	体	制	等	の	整	備	(ソ	フ	١	面	の	1	ン	フ	ラ	整	備)						•		•		•		7
	(1)	事	業者	ť等	F^	の	サ	ポ	_	۲	体	制	の	整	備		•			•	•									•		•		•		7
		1	才-	ー ル	バジ	ナヤ	۱ ९	ン	の	輸	出	に	向	け	た	ブ	ラ	ン	デ	1	ン,	グ		プロ] :	ŧ-	- 5	シ	∃ :	ン、							
																								サ:	ボ	_	١-	体	制	の	整	備					7
		2	地地	或等	Ēσ,	取	組	の	促	進								•																			7
		3	官」	民フ	ァ	・ン	ド	の	活	用						•		•			•	•									•		•		•		7
		4	技征	析的	りサ	卡术	<u> </u>	. -	体	制	の	整	備					•																			8
	(2)	制	变•	手	続	面	の	整	備		改	善																								8
		1	規	各•	認	証	や	知	的	財	産	に	関	す	る	制	度	の	活	用	促	進	ع	規	制	の	緩	和		撤	廃						8
				出関									•						•					•						•	•						8
				•		-																															

(別紙) 当面の具体的整備案件リスト

I. はじめに

平成28年5月に取りまとめた「農林水産業の輸出力強化戦略」を着実かつ強力に実行していくためには、輸出インフラの整備が鍵となる。農林水産物・食品は、工業製品などと異なり品質が劣化しやすいため、梱包や保管を適切に行うとともに、輸出先の衛生基準に適合する施設を整備することが必要となる。また、保存できる期間に制約があるため、積替えや開封の頻度を減らし、検疫などの輸出関連手続を迅速に行うことにより、可能な限り速やかに届けることも必要である。

このため、既存の輸出拠点の最大限の活用に加え、産地施設にとどまらず、卸売市場や物流センター、さらには輸出手続を円滑・迅速に進めるための施設までを含め、輸出拠点として戦略的かつ重点的に整備していくことが有効と考えられる。また、ハード面のインフラ整備にとどまらず、輸出サポート体制の強化などソフト面のインフラ整備も重要である。

以上の方針に沿って、本プログラムに基づき、農林水産物・食品の輸出拡大に向けたハード・ソフト両面のインフラ整備を進める。

なお、本プログラムは、原則として、毎年見直しを行うものとする。

Ⅱ. 輸出インフラ整備の考え方と重点方針

1. ハード面のインフラ整備

(1) 総論

農林水産物・食品の輸出拡大に当たっては、輸出先により移動距離や衛生基準が異なることも踏まえ、必要な施設等の整備に当たっては、とりわけ、以下の4つの機能を重視する。その際、生産地から海外市場までとぎれることなく効率的に産品を届けられるよう、全国的な視点で有効と考えられる地点に重点化・集約化を図る。

機能1:輸出先の植物検疫・食品規制・衛生基準に適合する生産・加工・集荷を行う機能

機能2:品質や鮮度を保ち必要な時期にタイミング良く送り出す保管・梱包・積出し機能

機能3:産品の積替えや再梱包の手間・コストを抑えて輸送するための集約化機能

機能4:より短時間に輸出関連手続を進めるためにワンストップ化・迅速化する機能

上記機能のうち、機能1、2は主として産地や加工場等の生産・加工・集荷拠点、機能3は卸売市場や物流センター、空港・港湾等の物流拠点、機能4は産地から空港・港湾までの間で合理的な地点に設置することが想定される。

また、より効果的に輸出を増加させるため、ハード面のインフラ整備を行っている地点で輸出サポートなどソフト面の対策を強化したり、逆に需要開拓や生産者とのマッチング

などソフト面の取組を実現するために施設整備を行うなどハード・ソフトの一体的な取組 を重点的に推進する。

(2) 各論

①生産・加工・集荷拠点

(A) ハード面の整備

【農産物ーコメ】

- ◎船便輸送、通関、輸出先における流通・保管など、とう精してから消費者に販売されるまでの期間が長期化することに伴う害虫の発生や酸化による品質低下を防ぐ処理が必要である。
- ◎今後、長期間高品質な状態を保持するための真空包装設備等の整備を推進する。

【農産物ー青果物・花き・茶】

- ◎植物検疫条件、残留農薬基準、サイズや風味・色などの好みが我が国とは異なる農産物の輸出に向けて、生産・集出荷体制や、これらに対応するための施設を整備する必要がある。また、産品によっては収穫時期と海外市場での需要が高まる時期のずれに対応するとともに、輸出期間の長期化を可能とするため、長期保存を可能とする貯蔵庫の整備も有効である。
- ◎具体的には、輸出潜在性の高い農産物の産地を中心に、輸出用の農産物を選別する設備、輸出向けの農産物加工施設、収穫した農産物を適温で輸出先ごとに保管するための低温貯蔵庫やCA(空気組成調整)貯蔵庫等を備えた施設、輸出先の植物検疫条件に対応が可能となる施設、高水準な衛生管理体制を備えた施設等の整備を推進する。

【畜産物】

- ◎特にHACCPに基づく高い衛生水準を求められる米国又はEUに牛肉や豚肉を輸出可能な食肉処理施設は限られており、地域的な偏りも見られる。今後は、意欲ある生産者等が円滑に輸出に取り組めるよう施設整備を進める。
- ◎地域における関係者の合意に基づき、と畜、解体、カットから輸出まで一貫して行える施設の整備を推進する。

【水産物】

- ◎水産物は鮮度劣化が早いことから、迅速かつ衛生的に処理を行う必要があり、特に輸出向けのものは、陸揚げから荷さばき、加工、出荷に至る一貫した衛生管理体制の構築が不可欠である。
- ◎このため、主要な漁港等を中心として密閉型荷さばき所や冷凍・冷蔵設備の整備を行い、品質・衛生管理の高度化や漁獲物の陸揚機能や処理能力の向上を図るとともに、水産加工施設のHACCP対応を推進する。

(B) 施設整備と一体的に行うソフト面の対策

- ◎海外産品に対する競争力を強化するため、高品質化・高付加価値化や生産・物流コスト低減に向けた取組を行う。また、農林水産物を一次加工し、高付加価値化を図る。
- ◎GAPやHACCP等の国際的に通用する取組に対応した施設・体制を構築・運営するため、必要な支援や人材育成を進める。
- ◎輸出に当たっては、国内輸送とは異なる工夫が必要となることから、国内の生産・加工地から海外の販売者までを効率的に、かつ品質を保持して結ぶ実証的取組を促進する。
- ◎拠点周辺の加工事業者等による輸出協議会の形成・活性化を通じ、産地の強みを活か した輸出を促進する。

②物流拠点

(A)ハード面の整備

- ◎積替えや再梱包の回数を減らすため、産地・加工地等から直接産品を搬入できるよう、 卸売市場や空港・港湾に近い物流拠点にコールドチェーン対応が可能な荷さばき所や 一時保管倉庫を整備する。また、輸出関連手続のワンストップ化につながるようコン テナを積載するためのコンテナヤード等を広域的な集約化の観点も踏まえつつ整備す る。
- ◎集荷した産品を一次加工し、付加価値を高めて輸出するため、高水準の衛生管理が可能な加工処理施設を整備する。
- ◎とりわけ、空港や港湾等の近隣に接する卸売市場を拠点に一定規模以上の輸出が行われるよう施設整備を促進する。

(B) 施設整備と一体的に行うソフト面の対策

- ◎生産・加工・集荷拠点と同様、HACCP等の国際的に通用する取組に対応した施設・体制を構築・運営するために必要な対策や人材育成とともに、海外産品に対する競争力強化を図るため集荷力を高めるなど物流コスト低減に向けた取組を進める。
- ◎出荷時に輸出関連手続をワンストップで一括して行えるよう手続の効率化を図る。

③海外拠点

(A) ハード面の整備

- ◎海外での流通コストを削減し、我が国の生鮮品等の魅力を海外消費者に直接伝えるため、生産者等が海外において利用できる産直市場的な施設の設置を進める。
- ◎また、日本食の人気があるアジアや欧米の主要都市において、食に関連して「日本らしさ」を前面に出して売り込みを行う拠点を整備する。例えば、高級加工品を含めテーマを設定しながら日本食文化の展開とパッケージで売り込みを行う。

(B) 施設整備と一体的に行うソフト面の対策

- ◎産直市場的な施設の事業可能性を測るため、現地調査を行う。
- ◎事業を実施する段階では、海外産直市場設置者や輸出を行う事業者に対し、官民ファンドの活用等により事業の円滑化を図る。

2. 輸出サポート体制等の整備(ソフト面のインフラ整備)

(1) 事業者等へのサポート体制の整備

オールジャパンで戦略的なマーケティングやブランディングを行うとともに、生産者・ 事業者に必要な海外現地需要等の情報を把握・分析し、当該生産者・事業者への助言や商 社・物流業者等とのマッチング等をサポートする体制を強化する。

(2)制度・手続面の整備・改善

日本産農林水産物・食品の品質や特色の魅力発信につなげるため、国際標準化を見据えたJAS規格、GAPやHACCPに関する日本発の国際的に通用する民間規格・認証の仕組みの構築・充実・普及を図る。また、地理的表示、品種登録の活用やこれらを含む知的財産の保護を図る。

その一環として、JAS法に基づく制度のあり方を見直し、生産行程や生産・流通管理の方法等といった多様な規格の制定、国際的に通用する認証や表示により、海外事業者への訴求に向けて戦略的にJASを活用する。

生産者・事業者からの要望等も踏まえ、様々な外交の場等を広く活用して海外の規制の 緩和・撤廃に向けた取組の加速化を図る。

省庁が連携して各輸出関連証明書の発行手続の抜本改革に取り組む。

Ⅲ. 当面の具体的整備案件

1. ハード面のインフラ整備

当面、41ヶ所の輸出拠点の形成に取り組むこととし、以下、主要なものを例示する(その他の当面の具体的な整備案件については別紙を参照)。

この他、輸出に取り組む民間事業者への多様な支援として、戦略的かつ重点的に整備される施設の効果をより高めるために、国内の生産・加工地から海外の販売者までを効率的に、かつ品質を保持して結ぶ実証的取組等のソフト面の対策を一体的に実施する。

(1) 生産・加工・集荷拠点

①農産物関係

■青果物・輸出向け梱包作業の自動化でりんごの輸出力を強化

つがる弘前農業協同組合(青森県弘前市)

【主な輸出産品】りんご

【主な輸出先】台湾、ベトナム等

- ◎りんご輸出に際しては、国内向け出荷と異なり、検疫対象害虫の確認や、鮮度保持対応の梱包といった手作業が必要となる。現在、高齢化等で労働力の確保が年々困難となる中、産地では新たな輸出業者からの取引の申込みを断らざるを得ない状況に至っている。
- ◎選果における防除コストの削減と外観品質向上を可能にする、輸出用エアーダスターや 自動梱包装置、パレタイザーを含む輸出向け集出荷施設の整備を行うことで、防除能力 及び出荷能力の向上を図る。

②畜産物関係

■和牛の輸出拠点化

京都市中央卸売市場第二市場(京都府京都市)

【主な輸出産品】和牛等

【主な輸出先】EU、米国、シンガポール等

- ◎現在、和牛輸出のためには輸出先が求める衛生基準を満たす遠方の施設へ牛を輸送する 必要があり非効率な状況となっている。
- ◎このため、天井高の不足の解消や高度な衛生管理、温度管理を実現するとともに、対欧 米輸出施設認定を取得するため、施設整備を進める。
- ◎施設の整備後は、京都府産和牛を中心に様々なブランド牛を集荷するとともに、販路の 多角化などを進めて輸出を拡大する。

■国内最大級の牛肉・豚肉輸出拠点の輸出能力拡大

(株)ミヤチク都農工場 (宮崎県都農町)

【主な輸出産品】牛肉、豚肉

【主な輸出先】EU、米国、香港、シンガポール等

- ◎先駆的に牛肉輸出を開始し、現在、米国に高い輸出実績(宮崎牛は対米牛肉輸出の4割)を有している。今後、さらにEUにも輸出先を拡大するため、新たな施設整備を行い、EU向けの認定を取得する必要がある。また、豚肉についても輸出が行えるよう、新たに輸出対応施設の整備を進める。
- ◎これらの施設整備によって、国内最大級の輸出能力をさらに強化し、輸出量の増大を図る。

③水産物関係

■漁港における高度な品質・衛生管理体制等の整備 境漁港(鳥取県境港市)

【主な輸出産品】サバ類、イワシ類、ブリ等

【主な輸出先】タイ、ベトナム等

- ◎輸出を促進するため、漁港での陸揚げから出荷までの一貫した高度衛生管理体制を構築するとともに、漁港全体の漁獲物処理能力の強化を図る。
- ◎このため、屋根付き岸壁や密閉型荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等を一体的に整備する。

(2)物流拠点

■卸売市場:ハブ国際空港近接の卸売市場の活用 成田市公設地方卸売市場(千葉県成田市)

【主な輸出産品】梨、メロン、さつまいも、水産物等

【主な輸出先】EU、マレーシア、米国等

- ◎現在の成田地方卸売市場は、高度な衛生管理や温度管理等を行える施設が不足している。 また、海外の幅広い需要に応えるには集荷力が十分でない。
- ◎このため、空港隣接地に輸出用コンテナを積載可能なコンテナヤードや加工処理施設(E U向け輸出施設認定を目指す)等を備え、迅速・合理的な輸出手続をワンストップで行 える新市場を整備し、輸出拠点とする。
- ◎また、集荷力のある外部卸売業者等と連携して同市場に直接集荷する。さらに、加工処理施設も併せて整備し、鮮魚の一次加工品などを輸出する。
- ■卸売市場:和牛の輸出拠点化 京都市中央卸売市場第二市場(京都府京都市) [再掲]
- ■卸売市場:最適な温度管理で高品質な花きを輸出する拠点の整備 大阪鶴見花き地方卸売市場・㈱なにわ花いちば(大阪府大阪市)

【主な輸出産品】花き

【主な輸出先】米国、カナダ、EU等

- ◎切り花の輸出額が増加しているものの、大阪鶴見卸売市場には輸出用の物流施設がないため、日本産ならではの切り花の品質の高さを維持する体制が必要である。
- ◎このため、全国から高品質な花きが集まり、花き流通の要となっている同市場において、温度変化のない荷受を可能にするドックシェルターや、低温で選別できるパッキングセンター、品目毎に温度管理ができる保管庫、病害虫対策のための燻蒸スペースを含む輸出専用集出荷施設の整備を行うとともに、輸出向け包装資材のデザインや規格を統一することで、コールドチェーン体制と日本産花きのブランド構築を図る。
- ■物流センター:青果物の輸出専用拠点の構築

東京流通センター(東京都大田区)

【主な輸出産品】りんご、梨等青果物

【主な輸出先】台湾、香港等

◎現在、大田市場は屋根だけであり、輸出用の低温貯蔵庫もない状況であるため、品質が

劣化しやすい。輸出のため、市場を経由せずに産地から港湾や空港に輸送するとしても、 数量が少なく輸送費も割高になる。

- ◎このため、東京港、横浜港、羽田空港に近接する東京流通センター内に、輸出専用の低温集出荷貯蔵施設を整備するとともにHACCP認証を取得し、外国のバイヤーと信頼関係を構築している大田市場の仲卸団体が輸出を行う。
- ◎これによって産品の品質劣化を抑制するとともに、まとまった数量を直接輸出用コンテナに積み込んで物流コストの低減を図る(他に水産品、牛肉、加工品等も扱う予定)。

(3)海外拠点

- ◎海外における産直市場的な取組について、シンガポール、香港、台湾等において、継続可能なモデルの構築のための現地調査等を行う。この一環で、以下のような取組も進める。
 - ・海外の卸・小売事業者、飲食店との取引関係の構築
 - ・海外の消費者への日本食品・食材の情報発信・販売 等
- ◎これらの調査を踏まえ、日本から生鮮品・一次加工品等を直接輸出し、現地において加工・販売する産直市場等の設置を検討する。

2. 輸出サポート体制等の整備(ソフト面のインフラ整備)

(1) 事業者等へのサポート体制の整備

①オールジャパンの輸出に向けたブランディング・プロモーション、サポート体制の整備生産者の所得向上につながる日本産農林水産物・食品のブランディングやプロモーション、輸出事業者へのサポートを早急に強化するため、農林水産物・食品の輸出促進にミッションを特化したオールジャパンのブランディング・プロモーション、サポート体制(「日本版SOPEXA(仮称)」)を整備する。この組織は、JETROの組織を活用しつつ、将来民営化することを視野に、意思決定の独立性、民間企業等の外部人材の登用、成果主義の導入により、事業を遂行する。

②地域等の取組の促進

具体的な産品を輸出する際に、共同で集荷・発送する等、輸出向けの生産・流通体制の整備、輸出に係る手続・決済代行等の機能を有する全国団体や地域商社、農業協同組合(JA)等の取組を促進する。

③官民ファンドの活用

海外の産直市場の設置者や輸出を行う事業者等に対して、農林漁業成長産業化ファンド (A-FIVE)の支援事業者の仕組みの活用等により事業の円滑化を図る。

④技術的サポート体制の整備

輸出先の規制に対応した防除体系、栽培方法、選果等のノウハウの普及のため、検疫や 防除・生産技術の専門家を組織化し、輸出に取り組む意欲的な産地に対する技術的サポートを実施する。

(2)制度・手続面の整備・改善

①規格・認証や知的財産に関する制度の活用促進と規制の緩和・撤廃

- ◎ JAS法に基づくこれまでの制度のあり方を見直すこととし、関係法案の次期通常国 会提出を検討する。
- ◎日本発のGAPや食品安全管理規格を構築するとともに、仕組みの充実や認証の国際 規格化を促進する。
- ◎輸出の円滑化や海外の事業者との取引促進のため、GAPやHACCP等に関する国際的に通用する規格・認証の取得を推進する。
- ◎諸外国と相互に地理的表示 (GI) を保護できる制度を整備するとともに、GIマークの海外における商標登録を推進する。
- ◎アジアを中心にUPOV (植物新品種保護国際同盟) 91年条約への加盟を強く働きかけるとともに、日本品種の海外流出防止のため、海外での植物品種の登録を促進する。
- ◎海外での知的財産権(特許、商標、意匠等)の取得や知財トラブルへの対応を進める。
- ◎在外公館やJETRO在外事務所等が、農林水産品・食品の輸出に関連して事業者等が直面する課題について、事実関係を確認するとともに、輸出先の政府に改善を働きかける体制を整える。

②輸出関連手続の改革

- ◎NACCS (輸出入・港湾関連情報処理システム) により一元処理できる証明書の範囲の拡大
- ◎証明書窓口・受領場所の拡大
- ◎衛生証明書関係の発行手続の簡素化、迅速化
- ◎主要空港の税関や植物防疫所・動物検疫所は24時間365日体制で対応(それ以外の場所でも事業者の要請に応じて早朝・夜間、土日・祝日も柔軟に対応)

当面の具体的整備案件リスト

No.	分野	拠点施設	取組内容	主な輸出品目	主な輸出先
1	農産物 (青果)	業協同組合 (青森県弘前 市)	・りんご輸出に際しては、国内向け出荷と異なり、検疫対象害虫の確認や、鮮度保持対応の梱包といった手作業が必要となる。現在、高齢化等で労働力の確保が年々困難となる中、産地では新たな輸出業者からの取引の申込みを断らざるを得ない状況に至っている。 ・選果における防除コストの削減と外観品質向上を可能にする、輸出用エアーダスターや自動梱包装置、パレタイザーを含む輸出向け集出荷施設の整備を行うことで、防除能力及び出荷能力の向上を図る。	りんご	台湾、香港、 シンガポー ル、中国、タ イ、ベトナム、 マレーシア、 カンボジア ンドネシア
2	農産物 (青果)	(株)GRA(宮城 県山元町) 【植物工場】	 ・本事業者は、宮城県山元町の復興から活動を始め、いちごをハウス栽培。「とちおとめ」、「もういっこ」を「ミガキイチゴ」の統一ブランドで販売。 ・輸出に際しては、 ①安定供給の難しさ(長期保存できない) ②輸送コスト低減化(長期保存できず、かつ栽培規模が小さいため、大ロット化が難しい) ③残留農薬基準対応(基準の違いから、台湾向け栽培が難しく需要に対応できない) が課題であるため、氷温貯蔵庫を備えた輸出対応型減農薬栽培施設を整備する。 ・これにより、以下を実現する。 ①収量増需要を逃さない(収量増と氷温貯蔵庫による鮮度保持(2~3日)が可能になり、ニーズに応じて11月から6月まで切れ目なく出荷) ②輸送コストを抑える ③減農薬栽培により台湾向けの輸出を増加させる。 	いちご	香港、台湾、 シンガポー ル、マレーシ ア、タイ
3	農産物 (青果)	(株)くしまアオイ ファーム(宮 崎県串間市) 【集出荷貯蔵 施設】	・現状の施設では、かんしょ貯蔵施設の容量が限られており、需要に応えて輸出量を増やすことが困難。 ・また、洗浄・選別作業は個々の農家が行う場合が多いが、海外で需要が多い小サイズのものは選別や洗浄に手間がかかり、集出荷量を増やす上での大きな妨げ。 ・さらに、小ロットで輸出する場合、他の作物の貯蔵適温(概ね5℃以下)のコンテナに混載せざるを得ないため、品質が劣化。(かんしょの適温は13℃) ・このため、大サイズ(国内向け)、小サイズ(輸出向け)の仕分け作業を一手に行う洗浄・選別施設を整備することで、農家の労力を軽減し、出荷規模を拡大するとともに、貯蔵施設の整備により集出荷能力を増強することで南九州におけるかんしょ輸出の拠点を形成する。 ・これにより、出荷ロットの確保も可能となり、単独コンテナでの出荷で品質劣化の防止を図る。	甘藷	香港、台湾、 シンガポー ル、タイ、マ レーシア
4	農産物(コメ)	いしのまき農 業協同組合 (宮城県石巻 市) 【カントリーエ レベーター】	・産地では、現在、直播や農地集積などの低コスト生産の取組により海外の中間層を狙える価格(300~600円/kg)の実現を図っている。また、輸出にも通用するJ-GAP Advanceを取得し、海外での販売に当たって安全・安心を訴求できるよう取り組んでいる。 ・これらを前提に、輸出先のニーズに応じて出荷できるよう、精米設備、真空包装設備を備えた輸出用サイロを整備し、輸出用米を明確に区分管理。 ・これによって、国内と残留農薬基準が異なる輸出先に対するコメの区分が可能となり、また、船便輸送、通関、輸出先における流通・保管など、消費者に販売されるまでの長期間にわたった貯穀害虫の防止、酸化による品質低下解消等が可能となる。 ・加えて、販売時にはタンパク質などの品質データを付すことで、付加価値をさらに付けることを進める。	コメ	シンガポー ル、香港、台 湾
5	農産物 (茶)	(農)愛知てん 茶組合(愛知 県西尾市) 【集出荷施設】	・輸出事業者(茶商)からは、輸出相手国ごとに異なる残留農薬基準への対応、海外消費者の好みに合わせた色、風味などきめ細やかに対応した様々なてん茶が求められており、多様なてん茶を集荷・区分管理することが必要。 ・本組合の冷蔵倉庫は県内の3カ所に分散しており、手狭で作業効率が悪いことから、茶商からの個別の注文に応えるために作業効率を高め、物流コストを削減することが必要。 ・今回、移動式ラックを有した集出荷施設の整備により、使用農薬ごとや品種・品質ごとにてん茶を区分して管理でき、茶商のニーズに対応可能な集出荷体制を確立。 集出荷を一元的に行うことにより、物流コストを削減する。	茶	米国、EU、台 湾
6	畜産物 (牛肉・豚肉)	岩手畜産流通 センター(岩 手県紫波町) 【産地食肉セ ンター】	・東北地方には輸出施設認定を受けた豚肉処理施設がなく、東北からの豚肉輸出拡大が容易ではない。実際、岩手畜産流通センターでは、牛肉の処理施設は既にHACCPに対応し米国向けに輸出しているが、豚肉はHACCP対応を求められない香港にのみ輸出できている状況。 ・同センターにシンガポール向けHACCP対応型豚肉輸出施設を整備し、東北の各生産地から銘柄豚等を広く集荷することで輸出拡大を図る。	豚肉 (牛肉)	【豚 】 香 ポ 、

No.	分野	拠点施設	取組内容	主な輸出品目	主な輸出先
7	畜産物 (牛肉)	公社(栃木県	・関東圏内には米国・EU向けの牛肉輸出施設は群馬県の1施設しかなく、とちぎ和牛などの輸出は、その施設に依存している状況。 ・一方、群馬県の食肉センターの受入は飽和状態であるため、とちぎ和牛等の関東圏の牛肉輸出をさらに拡大していくために、関東圏内に新たな輸出拠点を確保する必要がある。 ・潜在的な輸出ポテンシャルを有する関東圏内の新たな輸出拠点を栃木県内に整備し、各生産地の銘柄牛等を広く輸出する。	牛肉	米国、EU、シ ンガポール、 香港、タイ
8	畜産物 (牛肉) 物流 (卸売市場)	京都市中央卸売市場第二市場(京都府京都市)【卸売市場】	・現在、和牛輸出のためには輸出先が求める衛生基準を満たす遠方の施設へ牛を輸送する必要があり非効率な状況。 ・このため、天井高の不足の解消や高度な衛生管理、温度管理を実現するとともに、対欧米輸出施設認定を取得するため、施設整備を進める。 ・施設の整備後は、京都府産和牛を中心に様々なブランド牛を集荷するとともに、販路の多角化などを進めて輸出を拡大する。	牛肉	EU、米国、シ ンガポール等
9	畜産物 (牛肉・豚肉)	(株)ミヤチク都 農工場(宮崎 県都農町) 【産地食肉セ ンター】	・先駆的に牛肉輸出を開始し、現在、米国に高い輸出実績(宮崎牛は対米牛肉輸出の4割)を有している。今後、さらにEUにも輸出先を拡大するため、新たな施設整備を行い、EU向けの認定を取得する必要がある。また、豚肉についても輸出が行えるよう、新たに輸出対応施設の整備を進める。 ・これらの施設整備によって、国内最大級の輸出能力をさらに強化し、輸出量の増大を図る。	牛肉豚肉	【牛肉】 EU、米カオ、香港、ボポール、フィリピン、オールタイ、カナナが 「豚肉」である。 「下海」である。 「下海」である。 「大海」 「大海」である。 「大海」である。 「大海」である。 「大海」である。 「大海」である。 「大海」である。 「大海」である。 「大海」である。 「大海」である。 「大海」である。 「大海」である。 「大海」である。 「大海」である。 「大海」でも。 「大海」 「大海」 「大海」 「大海」 「大海」 「大海」 「大海」 「大海」
10	畜産物 (鶏肉)	宮崎くみあいチキンフーズ(株)(宮崎県川南町)【食鳥処理施設】	・国内最大規模の鶏肉の輸出拠点を整備するとともに、既存の商流等を有効に活用し、アジア(香港、ベトナム等)への輸出を展開する。 ・輸出拡大に向けては、他国産の鶏肉との差別化や競争力強化が必要であるため、対象国の基準に照らした高水準な処理・衛生レベルの向上が喫緊の課題である。こうした課題に対応する形で施設を整備する。 ・本取組は、将来的に国内市場が頭打ちになることが見込まれるなか、宮崎県の鶏肉生産の基盤強化にも資する。	鶏肉	香港、ベトナ ム、カンボジ ア
11	水産物 (冷凍魚・ 鮮魚等)	常呂漁港・サロマ湖漁港 (北海道北見 市・湧別町) 【漁港】	・本地区においては、サロマ湖地域で生産される輸出向けホタテを常呂漁港等にて陸揚し、中国、北米、EU等へ輸出している。 ・ホタテの安定的な供給及び漁港での陸揚から出荷までの高度衛生管理体制の構築を通じて輸出拡大を図るべく、サロマ湖口の航路等の整備や、常呂漁港における荷さばき所や屋根付岸壁等の関連施設の一体的整備を行い、地区全体の漁獲物処理能力を強化する。	ホタテ	中国、北米、 EU
12	水産物 (冷凍魚・ 鮮魚等)	羅臼漁港(北海道羅臼町)【漁港】	・サケ・マス類等を中国、韓国等へ輸出するための陸揚から出荷までの高度衛生管理体制は構築されているが、係留施設の不足により、陸揚の待ち時間が発生しているため、鮮度が低下し、輸出対象魚種の輸出量が抑制されている。 ・このため、係留施設等の整備により、鮮度の向上を図り、当地区からの輸出量の増加を図る。	サケ・マス類	中国、韓国
13	水産物 (冷凍魚・ 鮮魚等)	斜里漁港(北 海道斜里町) 【漁港】	・サケ・マス類等の中国、東南アジア、EU等への輸出を促進するため、密閉型荷さばき所や屋根付岸壁等の関連施設を一体的に整備。 ・漁港での陸揚から出荷までの高度衛生管理体制を構築する。	サケ・マス類	中国、東南ア ジア、EU
14	水産物 (冷凍魚・ 鮮魚等)	尾岱沼漁港 (北海道別海 町) 【漁港】	・ホタテ、サケ・マス類等の中国、米国等への輸出を促進するため、屋根付岸壁や清 浄海水取水施設等の関連施設を一体的に整備。 ・漁港での陸揚から出荷までの高度衛生管理体制を構築する。	ホタテ、サケ・ マス類	中国、米国
15	水産物 (冷凍魚・ 鮮魚等)	銚子漁港(千 葉県銚子市) 【漁港】	・サバ類、イワシ類等のタイ、ベトナム、エジプト等への輸出を促進するため、製氷・ 貯氷施設を整備。 ・漁港での陸揚から出荷までの高度衛生管理体制を構築するとともに、漁港全体の 漁獲物処理能力の強化を図る。	サバ類、イワ シ類	タイ、ベトナ ム、エジプト
16	水産物 (冷凍魚・ 鮮魚等)	三崎漁港(神 奈川県三浦 市) 【漁港】	マグロ類等のシンガポール、香港、タイ、ベトナム等への輸出を促進するため、冷凍マグロ用の密閉型荷さばき所等を整備。漁港での陸揚から出荷までの高度衛生管理体制を構築する。	マグロ類	シンガポー ル、香港、タ イ、ベトナム
17	水産物 (冷凍魚・ 鮮魚等)	焼津漁港(静岡県焼津市) 【漁港】	・カツオ類、マグロ類等のタイ、中国、米国、EU等への輸出を促進するため、密閉型荷さばき所や冷凍及び冷蔵施設等の関連施設を一体的に整備。 ・漁港での陸揚から出荷までの高度衛生管理体制を構築するとともに、漁港全体の漁獲物処理能力の強化を図る。	カツオ類、マ グロ類	タイ、中国、米 国、EU
18	水産物 (冷凍魚・ 鮮魚等)	境漁港(鳥取 県境港市) 【漁港】	・輸出を促進するため、漁港での陸揚から出荷までの一貫した高度衛生管理体制を構築するとともに、漁港全体の漁獲物処理能力の強化を図る。 ・このため、屋根付き岸壁や密閉型荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等を一体的に整備する。	サバ類、イワ シ類、ブリ類	タイ、ベトナム

No.	分野	拠点施設	取組内容	主な輸出品目	主な輸出先
19	水産物 (冷凍魚・ 鮮魚等)	浜田漁港(島 根県浜田市) 【漁港】	・サバ類等の中国、韓国、東南アジア等への輸出を促進するため、密閉型荷さばき所や冷凍及び冷蔵施設等の関連施設を一体的に整備。 ・漁港での陸揚から出荷までの高度衛生管理体制を構築するとともに、漁港全体の漁獲物処理能力の強化を図る。	アジ、ブリ類、 サバ類	中国、韓国、東南アジア
20	水産物 (冷凍魚・ 鮮魚等)	下関漁港(山口県下関市) 「漁港」	・フグ、ハギ類等の米国、シンガポール、韓国等への輸出を促進するため密閉型荷 さばき所等を整備し、陸揚から出荷までの高度衛生管理体制の構築を図る。	フグ、ハギ類	米国、シンガ ポール、韓国
21	水産物 (冷凍魚・ 鮮魚等)	博多漁港(福 岡県福岡市) 【漁港】	·タイ類、サバ類、太刀魚等の韓国、タイ、東南アジア等への輸出を促進するため、 密閉型荷さばき所等を整備し、陸揚から出荷までの高度衛生管理体制を構築する。	タイ類、サバ 類、太刀魚、	韓国、タイ、東 南アジア
22	水産物 (冷凍魚・ 鮮魚等)	長崎漁港(長 崎県長崎市) 【漁港】	・サバ類、ブリ類等の中国等への輸出を促進するため、密閉型荷さばき所等を整備 し、陸揚から出荷までの高度衛生管理体制を構築する。	サバ類、ブリ 類	中国
23	水産物 (冷凍魚・ 鮮魚等)	枕崎漁港(鹿 児島県枕崎 市) 【漁港】	・カツオ類等のタイ、インドネシア等への輸出を促進するため、密閉型荷さばき所等を整備し、陸揚から出荷までの高度衛生管理体制を構築する。	カツオ類	タイ、インドネ シア
24	水産物 (冷凍魚・ 鮮魚等)	薄井漁港(鹿 児島県長島 町) 【漁港】	・ブリ類を米国、EU等へ輸出するための陸揚から出荷、加工場までの衛生管理体制は一体的に構築されており、今後、輸出量を増加させるために必要となる陸揚用の浮き桟橋等を整備する。	ブリ類	米国、EU
25	水産物 (冷凍魚・ 鮮魚等)	調川港(長崎県松浦市)【港湾背後】	アジ・サバ類、イワシ類等の中国、韓国等への輸出を促進するため、密閉型荷さばき所や冷凍及び冷蔵施設等の関連施設を一体的に整備。陸揚から出荷までの高度衛生管理体制を構築するとともに、漁港全体の漁獲物処理能力の強化を図る。	アジ・サバ類、 イワシ類	中国、韓国
26	水産物 (加工)	上印同和食品 (株)(北海道網 走市) 【水産加工施 設】	現在、ホタテ工場で冷凍ホタテ貝柱について対米、対EU・HACCP認定を取得し、米国、EU等に輸出しているが、鮭生産工場で生産しているサケ・マス加工品については、国内販売のみ。更なる販路拡大を図るため、EUへの輸出を計画。このため、本事業により、対EU・HACCPに対応した施設への改修を行う。	冷凍サケ・マ ス(ドレス・フィ レ)	EU
27	水産物 (加工)	(株)山神(青森 県青森市) 【水産加工施 設】	現在、対米・HACCP認定を取得し、青森県産の養殖原料を使用して米国、中国にボイルホタテ及び冷凍貝柱を輸出しているが、更なる輸出拡大を図るため、EUへの輸出を計画。このため、本事業により、対EU・HACCPに対応した施設への改修を行う。	ホタテ冷凍卵 付貝柱、冷凍 貝柱	EU、米国等
28	水産物 (加工)	(有田向商店 (青森県青森 市) 【水産加工施 設】	現在、アブラツノザメの冷凍フカヒレ・冷凍フィレ及び冷凍ヤリイカをシンガポールに輸出しているが、アブラツノザメ加工品(煮付、蒲焼)については国内販売のみ。更なる販路拡大を図るため、米国等への輸出を計画。このため、本事業により、対米・HACCPに対応した施設への改修を行う。	冷凍アブラツ ノザメ加エ品 (煮付・蒲焼)	米国、シンガ ポール
29	水産物 (加工)	(㈱オフィス弁 慶(青森県八 戸市) 【水産加工施 設】	現在、冷凍サバ、冷凍金目鯛等を中国、タイ、シンガポール等に輸出しているが、サバ・イカ加工品(シメサバ及びイカ塩辛)に関しては国内販売のみ。更なる販路拡大を図るため、米国等への輸出を計画。このため、本事業により、対米・HACCPに対応した施設への改修を行う。	冷凍シメサ バ、イカ塩辛	米国、中国等
30	水産物 (加工)	浜清水産(株) (茨城県ひた ちなか市) 【水産加工施 設】	現在、マダコ(輸入品)、ミズダコ(国産)を原料に蒸し蛸を生産しているが国内販売のみ。更なる販路拡大を図るため、米国等への輸出を計画。このため、本事業により、対米・HACCPに対応した加工場を新設する。	冷凍蒸し蛸	米国、タイ、シ ンガポール等
31	水産物 (加工)	ダイカツ水産 (株)(茨城県大 洗町) 【水産加工施 設】	現在、アジ及びホッケの干物を米国に輸出しているが、ギンザケ熟成切り身に関しては国内販売のみ。更なる販路拡大を図るため、米国等への輸出を計画。このため、本事業により、対米・HACCPに対応した施設への改修を行う。	冷凍ギンザケ 熟成切り身	米国、中国、 タイ等

No.	分野	拠点施設	取組内容	主な輸出品目	主な輸出先
32	水産物 (加工)	(㈱大國屋(千 葉県銚子市) 【水産加工施 設】	現在、冷凍サバ、冷凍イナダをベトナム、インドネシア、タイ等に輸出している。更なる販路拡大を図るため、米国等への輸出を計画。このため、本事業により、対米・HACCPに対応した施設への改修を行う。	冷凍サバ、冷 凍イナダ等	米国、カナ ダ、ベトナム、 インドネシア 等
33	水産物 (加工)	極洋フレッシュ(株) (東京都江戸川区) 【水産加工施設】	現在、マグロタタキなどのマグロ加工品を生産しているが国内販売のみ。更なる販路拡大を図るため、米国等への輸出を計画。このため、本事業により、対米・HACCPに対応した施設への改修を行う。	冷凍マグロタ タキ	米国、韓国、 中国等
34	水産物 (加工)	(株)オリエンタ ルフ一ズ(静 岡県静岡市) 【水産加工施 設】	現在、冷凍マグロ(ロイン、サク)を商社経由で韓国に輸出している。マグロ加工品(ネギトロ、マグロステーキ等)の自社販路拡大を図るため、米国及びEUへの輸出を計画。このため、本事業により、対米、対EU・HACCPに対応した加工場を新設する。	冷凍ネギト ロ、冷凍マグ ロステーキ	米国、EU
35	水産物 (加工)	崎市)	現在、削り節、節類粉末などをロシア、台湾等に輸出している。対米・HACCP認定を取得することにより、更なる輸出拡大を計画。このため、本事業により、対米・HACCPに対応した施設への改修を行う。	削り節、だし パック等	米国、ロシア、中国等
36	水産物 (加工)	市)	現在、うなぎ蒲焼きなどのうなぎ加工品を製造しているが国内販売のみ。更なる販路拡大を図るため、うなぎ蒲焼缶詰、うなぎ蒲焼レトルト等の米国への輸出を計画。このため、本事業により、対米・HACCPに対応した施設への改修を行う。	うなぎ蒲焼缶 詰、うなぎ蒲 焼レトルト、う なぎ肝缶詰	米国
37	水産物 (加工)	市)	現在、削り節、だしパックを製造しているが、国内販売のみ。更なる販路拡大を図るため、削り節、だしパックについて米国等への輸出を計画。このため、本事業により、対米・HACCPに対応した施設への改修を行う。	削り節、だし パック	米国、シンガ ポール、韓国 等
38	水産物 (加工)	薩摩川内市)	現在、ウルメイワシ等の丸干しを香港、インドネシアへ輸出している。更なる販路拡大を図るため、米国等への輸出を計画。このため、本事業により、対米・HACCPに対応した加工場を新設する。	丸干し製品、 冷凍イワシ等	米国、シンガ ポール等
39	物流 (卸売市場)	方卸売市場	・現在の成田地方卸売市場は、高度な衛生管理や温度管理等を行える施設が不足している。また、海外の幅広い需要に応えるには集荷力が十分でない。 ・このため、空港隣接地に輸出用コンテナを積載可能なコンテナヤードや加工処理施設(EU向け輸出施設認定を目指す)等を備え、迅速・合理的な輸出手続をワンストップで行える新市場を整備し、輸出拠点とする。 ・また、集荷力のある外部卸売業者等と連携して同市場に直接集荷する。さらに、加工処理施設も併せて整備し、鮮魚の一次加工品などを輸出する。	梨、メロン、さ つまいも、水 産物	EU、マレーシ ア、米国
40	物流 (卸売市場)	(株)なにわ花い ちば(大阪府 大阪市) 【集出荷貯蔵 施設】	・切り花の輸出額が増加しているものの、大阪鶴見卸売市場には輸出用の物流施設がないため、日本産ならではの切り花の品質の高さを維持する体制が必要である。 ・このため、全国から高品質な花きが集まり、花き流通の要となっている同市場において、温度変化のない荷受を可能にするドックシェルターや、低温で選別できるパッキングセンター、品目毎に温度管理ができる保管庫、病害虫対策のための燻蒸スペースを含む輸出専用集出荷施設の整備を行うとともに、輸出向け包装資材のデザインや規格を統一することで、コールドチェーン体制と日本産花きのブランド構築を図る。	花き	米国、カナ ダ、EU等
41	物流 (流通セン ター)	(㈱東京流通センター(東京都大田区) 【流通センター】	・現在、大田市場は屋根だけであり、輸出用の低温貯蔵庫もない状況であるため、品質が劣化しやすい。輸出のため、市場を経由せずに産地から港湾や空港に輸送するとしても、数量が少なく輸送費も割高になる。 ・このため、東京港、横浜港、羽田空港に近接する東京流通センター内に、輸出専用の低温集出荷貯蔵施設を整備するとともにHACCP認証を取得し、外国のバイヤーと信頼関係を構築している大田市場の仲卸団体が輸出を行う。 ・これによって産品の品質劣化を抑制するとともに、まとまった数量を直接輸出用コンテナに積み込んで物流コストの低減を図る(他に水産品、牛肉、加工品等も扱う予定)。	りんご、梨等 青果物	台湾、香港等